令和4年2月25日 国 土 交 通 大 臣 農 林 水 産 大 臣

国立研究開発法人土木研究所が達成すべき業務運営に関する目標

第1章 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)

1. 政策体系における法人の位置付け

国は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の整合的な整備等を図ることを任務としており、国土交通省技術基本計画において、「国土交通行政における事業・施策を効果的・効率的に行うためには、それらを支える技術が不可欠」であるとするとともに、国土交通省政策評価基本計画において、政策目標及び施策目標として、「技術研究開発を推進する」及び「社会資本整備・管理等を効果的に推進する」ことを掲げている。

一方、独立行政法人は、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。)第2条第1項において、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」等を実施することとされているほか、同条第3項の規定において、国立研究開発法人は我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することとされている。

国立研究開発法人土木研究所(以下「土研」という。)は、国立研究開発法人土木研究所法(平成 11 年法律第 205 号。以下「土研法」という。)第3条及び第 12 条に規定されているとおり、

- ① 建設技術及び北海道開発局の所掌事務に関連するその他の技術のうち、土木に係るもの (以下「土木技術」という。)に関する調査、試験、研究及び開発
- ② 土木技術に係る指導及び成果の普及

等を行うことにより、土木技術の向上を図ることで、良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資することを目的として設立された独立行政法人である。

政策体系図は、別紙1のとおり。

土研の使命等と目標との関係は、別紙2のとおり。

2. 法人の現状と課題

土研は、平成 13 年4月に独立行政法人化された。法人の目的、設立経緯から、国土交通省等との人事交流や現場への技術支援等の活動を通じて専門家を育て、現場のニーズを的確に把握し、研究開発した成果は速やかに社会実装につなげ、さらに成果の普及を図ってきた。また水災害・リスクマネジメント国際センター(ICHARM)のネットワークを利用するなどして国際貢献を行ってきている。

このような、土木分野における公的かつ総合的な研究機関として、その強みを活かして、次のような取組を進めミッションを果たしてきた。

<専門家集団としての現場ニーズの的確な把握>

土研は、河川や道路等を管理する現場事務所等への技術的支援を実施してきたとともに、国土交通省等との人事交流を通じて、土木技術の専門家の集団として、現場におけるニーズを的確にとらえた課題の特定を行ってきた。

<技術開発の社会実装化>

現場のニーズに基づいた研究開発の課題を特定し、現場で適用可能な技術として研究開発の成果を適時適切にとりまとめ、社会実装につなげてきた。

<現場の技術的支援>

激甚化する災害の現場や高度な技術的課題を抱える現場において、現場の要請に応えて技術的支援を行い、二次被害の防止や迅速な災害復旧、適切な調査や対策の立案などに貢献してきた。

<研究開発成果の普及>

土研は、国土交通省とも密接に連携し、国土交通省等の技術基準類の作成・改定に合わせて、必要なコア技術の研究・開発を行ってきた。土研の研究開発成果は、国土交通省の技術基準類に反映することにより、現場の課題の解決もしくは新しい技術の適用が可能となり、効率的・効果的な社会資本整備に貢献してきた。

土研は、日本政府とユネスコの協定に基づき設置した水災害・リスクマネジメント国際センター (ICHARM)のネットワークを利用するなどして、研究開発した土木技術による国際貢献を行ってきた。

<産学官との連携による技術開発の推進>

公正、中立の立場で産学官と適切な連携を図り、新たな土木技術の開発や現場への実装を促進してきた。

一方で土研の研究開発を推進するにあたり、限られた土研のリソースの中で、デジタル技術等の活用 に必要な多様な人材を確保することや所有する実験施設を新たな研究開発に即応するための整備・更 新を図ることなどが課題となっている。

3. 法人を取り巻く環境の変化

(1)自然災害の激甚化・頻発化

気候変動の進行により、水災害、土砂災害等が激甚化・頻発化しており、1時間雨量 50mm 以上の短時間強雨の発生頻度は、直近 30~40 年間で約 1.4 倍に拡大した。平成 30 年7月豪雨や令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨等、毎年のように甚大な被害が発生した。このような被害を踏まえて、あらゆる関係者の主体的な参画による国土の強靭性と地域の持続可能な発展が求められている。また、積雪寒冷地においては、暴風雪等による雪氷災害に備えた対策が求められている。

また、南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等の発生が切迫するとともに、こうした大規模地震と併せて、津波による甚大な被害も懸念される。さらに、火山の大規模噴火についてもいつ起こってもおかしくない状況にある。

(2) 老朽化の進行によるインフラ機能低下の加速

我が国においては、高度経済成長期以降にその多くが整備されたインフラについて、建設後 50 年以上経過する施設の割合は加速度的に増加傾向にあり、インフラが今後一斉に老朽化することから、維持管理・更新を確実に実施する必要がある。しかし、未だ予防保全型のメンテナンスサイクルは確立できておらず、適切に対応しなければ、中長期的なトータルコストの増大を招くのみならず、我が国の社会経済システムが機能不全に陥る懸念がある。

また、新規インフラの整備段階から「インフラを効率よく維持管理するためにはどのような構造が良いか」といったことを念頭に置くなど、将来の維持管理まで見据えた取組を行う必要性が指摘されている。 さらに、インフラの持つ潜在力を引き出すことが求められている。

(3)持続可能で暮らしやすい地域社会・地方創生の実現

近年のデジタル技術の進歩や、ライフスタイルや価値観の多様化、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域社会や暮らしの住まい方等は変化してきている。東京一極集中型から、個人や企業が集積する地域が全国に分散しそれぞれの核が連携し合う多核連携型の国土づくりを進め、新たな暮らし方、働き方、住まい方を支えるための基盤を構築すること、また、地域の自然や歴史文化に根ざした魅力・個性を活かしたまちづくりを進め、持続可能で暮らしやすい地域社会・地方創生を実現する必要性が指摘されている。特に、地方部においては、人口減少が進む中で持続的な経済成長を実現するためには、地域の資源を最大限に活かしつつ、地域の人や物の移動を支えるとともに、観光等、地域経済の核となる産業を下支えする基盤整備や機能強化が必要である。

また、ゆとりある豊かな暮らしの実現を図るため、賑わいをはじめとした多様なニーズに応える道路空間の構築や、魅力ある水辺空間の創出などを行う必要がある。

(4)地球温暖化等の環境問題

我が国においても、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指し、積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな経済成長につながるという発想の転換により、経済と環境の好循環をつくり出していくことが求められている。

また、地球温暖化緩和策のみならず、自然災害の激甚化・頻発化などの気候危機に対する気候変動 適応策の推進を図ることが求められている。自然環境との共生に対するニーズが高まっており、日常の空 間における自然環境との調和がますます重要になっている。加えて、SDGs に沿った環境に優しい地域 づくり、生態系ネットワークに配慮した自然環境の保全、健全な水循環の維持、環境負荷軽減に係る技 術開発や循環型社会の形成は引き続き重要な課題である。

(5)生産年齢人口の急激な減少

我が国は、人口減少・少子高齢化が進行していることから、生産年齢人口は今後も減少していくと考えられる。より少ない生産年齢人口で持続的な経済成長を実現するには、労働生産性の向上が非常に重要であるが、我が国の労働生産性は他の先進国と比べ低いとの指摘がある。そのような中ではあるが、建設分野においても生産性向上を強力に推進することが重要である。

(6)急速に進化するデジタル技術

近年様々な計測・観測技術、計算技術、AI 技術等のデジタル技術が急速に進化している中、建設現場においては、3次元データ・ICT 技術等を活用した i-Construction の推進等により、施工と維持管理の更なる効率化や省人化・省力化を進めるとともに、建設機械の普及等によるコスト縮減を含め生産性向上の取組を進める必要がある。このため、BIM/CIM の活用や 5G を用いた無人化施工等の現場実装の推進、AI・IoT 等の先端技術の開発促進などが求められている。

また、前節に示したとおり、人口減少・少子高齢化が進行する中で、社会資本を整備・管理する現場において、その担い手が減少していくため、補うものとしてDXによる業務・サービスの高度化、それによる生産性の向上が重要である。

(7)働き方の変革

新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、非接触が求められる中のデジタル化・スマート化の必要性、 テレワークやクラウドソーシング等の柔軟な働き方の広がり、などが挙げられる。また、新型コロナウイルス 感染症拡大に伴い、国内外を問わず、人の移動に制約が課されている。

これらの傾向の変化は、注視していく必要があるが、デジタル化・スマート化や柔軟な暮らし方、働き方、 ワークライフバランスなど、以前よりその必要性を指摘されていたものについては、新型コロナウイルス感 染症による変化を契機として、関連する取組を強化する必要がある。

4. 法人の役割(ミッション)

土研のミッションは、研究開発成果の最大化、すなわち、国民の生活、経済、文化の健全な発展その他の公益に資する研究開発成果の創出を国全体として「最大化」するという国立研究開発法人の第一目的を踏まえ、研究開発成果の社会への還元等を通じて、良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に貢献し、国土交通政策及び北海道開発行政に係る農水産業振興に関するその任務を的確に遂行することとする。土研はこのミッションを果たすため、国土交通省の地方整備局及び北海道開発局等の事業と密接に連携を図るものとする。

具体的には、2050 年カーボンニュートラルに向けた 2030 年度の削減目標や生産年齢人口減少等の 社会情勢を踏まえて、本中長期目標期間において、

- ①自然災害からいのちと暮らしを守る国土づくり
- ②スマートで持続可能な社会資本の管理
- ③活力ある魅力的な地域・生活
- に貢献するための研究開発等に重点的・集中的に取り組むものとする。

なお、研究開発等にあたっては、国土面積の約6割を占める積雪寒冷地の良質な社会資本の効率的な整備等にも留意するものとする。

5. 国の政策・施策・事務事業との関係

国土交通省技術基本計画は、国土交通行政における事業・施策のより一層の効果・効率の向上を実現し、国土交通技術が国内外において広く社会に貢献することを目的として、技術政策の基本方針を示し、技術研究開発の推進と技術の効果的な活用、技術政策を支える人材育成等の重要な取組を定めている。また、国土交通行政における事業・施策等の重要な取組を定める計画として、社会資本整備重点計画、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策、国土形成計画、北海道総合開発計画等がある。

さらに、北海道開発行政に係る農水産業の振興を図る調査、試験、研究及び開発等においては、食料・農業・農村基本計画、水産基本計画、みどりの食料システム戦略を踏まえ実施する。

これらのことから、土研は、国土交通省技術基本計画等を踏まえて、国が行う自然災害からいのちと暮らしを守る国土づくり、スマートで持続可能な社会資本の管理及び活力ある魅力的な地域・生活に貢献する研究開発等を推進するものとする。

第2章 中長期目標の期間

本中長期目標の期間は、令和4年4月1日から令和10年3月31日までの6年間とする。

第3章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

土研は、第1章に示す法人の役割や法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、将来も見据えつつ社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するものとする。研究開発を進めるにあたっては、組織横断的・分野横断的に柔軟に取り組むものとする。なお、新たな課題が生じた場合には、これらに係る研究開発への取組も同様とする。

その際、解決すべき政策課題ごとに、研究開発課題及び必要に応じ技術の指導や成果の普及等の研究開発以外の手段のまとまりによる研究開発プログラムを構成して、効果的かつ効率的に進めるものとする。なお、研究開発プログラムは、必要に応じてその内容を見直すなど柔軟な対応を図るものとする。

併せて、研究開発成果の最大化のため、研究開発においてもPDCAサイクルの推進を図ることとし、研究開発成果のその後の普及や国の技術的基準策定における活用状況等の把握を行うものとする。

土研は1.~3. に示す研究開発を一定の事業のまとまりと捉えて推進し、評価を行うものとする。なお、研究開発の実施にあたっては、次に述べる技術的支援、研究開発成果の普及、国際貢献、産学官連携、デジタル技術を活用した研究開発の各事項に取り組み、研究開発成果の最大化を図るものとする。

まず、技術的支援については、近年は、広域多発的な激甚災害等が発生しており、今後もその発生が 懸念されている状況においては、限られた専門家で効率的に技術的支援を行う必要があることから、平 常時の技術的支援を含めて、簡易かつ迅速に対応できる環境整備を行うことでより多くの現場の要請に 応える必要がある。そこで、遠隔でも効果的かつ多くの現場を対象に迅速な技術的支援の実現を図るも のとする。

研究開発成果の普及については、デジタル技術を活用して、より幅広い対象に視覚的に理解しやすい形で国内外に成果の普及を促進することで成果の最大化を図るとともに、土研が培った技術や経験・ノウハウを国内外に広く展開することで我が国の土木分野における技術力の向上が期待される。そのため、土研の研究開発成果については、これまで全国の主要都市で講演会・展示会や、マニュアル類の説明会等を行ってきたところであるが、デジタル技術を活用するなどにより、技術的支援を必要とする地方公共団体をはじめ、より幅広い対象に分かりやすい情報提供・発信を行って成果の普及を積極的に促進する。さらに、研究開発成果の普及にあたって民間の知見等を活かす際には、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)に基づき、出資並びに人的及び技術的援助の手段の活用を図るものとする。また、出資等を行う体制については、必要に応じて見直すものとする。

土木技術を活かした国際貢献については、関係機関とも連携しつつ、国際標準化や技術移転など成果の国際的な普及に戦略的に取り組み、我が国企業の国際競争力強化を支援するとともに、アジアをはじめとした世界への貢献を目指すものとする。

産学官連携によるイノベーションについては、様々な分野の機関との連携を推進することなどを通じて、民間企業等において新たに開発された技術の活用及び普及の促進により、建設現場にイノベーションをもたらし、生産性向上や労働力不足等に対応するとともに、品質や安全性の飛躍的な向上等に貢献することが期待される。このため、現場における研究課題の解決に向けて、国内外の幅広い知見を取り入れるため大学や民間企業等と適切な連携・人的交流を行うとともに、民間企業の研究開発促進や、開発した技術を現場で適用する環境の整備を図るため、第三者的な立場にある土研が中心となって、産学官連携を強化する。具体的には、研究開発の特性に応じ、政府出資金を活用した委託研究、統一規格の提案等を行い民間企業による技術開発の環境整備を推進するものとする。さらに、共同研究の積極的な実施により、民間企業と現場における課題を共有し、民間企業による技術開発の社会実装を促進するものとする。また、競争的研究資金等の外部資金の積極的獲得に取り組むものとする。

デジタル技術の研究開発への活用については、急速に進化するデジタル技術を活用することにより、 現場の飛躍的な生産性向上などに貢献する研究開発が求められていることから、研究開発においてもこ のようなデジタル技術に常に関心を持ち、現場における課題の解決にその技術を積極的に活用するもの とする。

1. 自然災害からいのちと暮らしを守る国土づくりへの貢献

気候変動等の影響により、自然災害の外力が増大し激甚化しているとともに、自然災害の発生が頻発化していることから、災害予測技術の開発、大規模な外力に粘り強く耐える施設の開発など、新たな技術的課題へ即応するための技術の研究開発等に取り組むものとする。

(1)水害、雪害など激甚化する気象災害

激甚化、頻発化する気象災害に対応し、地域が持続的に発展する中で国民が安心して生活を送ることに資するため、水災害の激甚化に対する流域治水の推進支援技術の開発、顕在化した土砂災害へのリスク低減技術の開発、極端化する雪氷災害に対応する防災・減災に関する研究開発等を行うものとする。

(2)切迫する巨大地震、津波

南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模地震の発生が切迫していることに対応し、大規模な外力に 粘り強く耐える施設の開発などに資するため、大規模地震に対するインフラ施設の機能確保技術に関す る研究開発等を行うものとする。

【重要度:高】自然災害からいのちと暮らしを守る国土づくりについては、国土交通行政における主要な位置を占めるものであり、国土交通省の社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)の重点施策や防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日閣議決定)の重要な目的になっており、災害大国である我が国の安全・安心の確保に対応するために極めて重要である。

【困難度:高】近年、極めて甚大な規模、あるいは広域的な災害が発生している中で、防災のための施設、設備は未だ十分ではないことに加え、生産年齢人口の減少も重なってきたことから、この課題を解決するためには、流域治水など発想の転換やデジタル技術の活用等による対処が必要となっており、短期間で課題を解決することは極めて困難である。

2. スマートで持続可能な社会資本の管理への貢献

インフラの老朽化に伴う機能低下の加速や生産年齢人口の減少に伴うインフラ管理の現場の担い手不足の対応として、3次元データや AI 等のデジタル技術を活用し、予防保全型メンテナンスへの転換、建設現場の生産性向上を推進するなど、現場の働き方を飛躍的に変革するため、より効率的な施設の管理に関する技術の研究開発に取り組むものとする。このことにより、インフラによる新たな価値を創造し、インフラの持続可能性を高めることへの貢献が期待される。

(1)インフラメンテナンスの高度化・効率化

老朽化によるインフラ機能低下の進行に対応し、我が国の適正な行政・社会経済システムの維持、トータルコスト縮減に資するため、構造物の予防保全型メンテナンスに資する技術開発、継続的な流域及び河道の監視・管理技術の開発、積雪寒冷環境下における効率的な管理技術の開発、インフラの長寿命・信頼性向上を目指した更新・新設に関する研究開発等を行うものとする。

(2)デジタル技術による施工・管理現場の改革

生産年齢人口の減少により現場の担い手が不足する中にあっても、これまでと同様にインフラの整備を行うには、生産性を格段に上げる必要があるため、デジタル技術を活用した自動化・自律化や品質管理手法等により、インフラの施工・管理を行う現場の働き方を改革する研究開発等を行うものとする。

【重要度:高】スマートで持続可能な社会資本の管理については、国土交通行政における主要な位置を 占めるものであり、国土交通省の社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)の重点施策や防 災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日閣議決定)の重要な目的になって おり、加速度的に進行するインフラの老朽化や生産年齢人口の減少による我が国の社会経済システムの 機能不全に対応するために極めて重要である。

【困難度:高】老朽化する施設の割合が加速度的に増加する中で、維持管理のための技術の蓄積はこれ

まで十分でないことに加え、生産年齢人口の減少も重なってきたことから、この課題を解決するためには、 従来の手法にとらわれずに発想の転換やデジタル技術の活用等による対処が必要となっており、短期間 で課題を解決することは極めて困難である。

3. 活力ある魅力的な地域・生活への貢献

心豊かで暮らしやすい地域社会の実現及び生活の質の向上に向け、活力ある魅力的な地域・生活を 形成する必要がある。そのために、気候変動の適応策の推進、カーボンニュートラルに貢献する技術開発、美しい景観整備、収益力を支える農業水産基盤の整備・保全等に向けた技術の研究開発等に取り 組むものとする。

(1)持続可能な地域社会の実現

グリーン社会の実現に向けて、2050 年カーボンニュートラル実現に資する地球温暖化緩和策のほか、 気候変動適応策などにも取り組むことに加え、持続可能な水資源・水環境管理技術の開発、社会構造の 変化に対応した資源・資材活用・環境負荷低減技術の開発等を行うものとする。

(2)安全な暮らしと魅力的な地域・生活空間の整備

暮らしやすく魅力的な地域社会を実現するため、積雪寒冷地における安全な交通ネットワークの確保、地域社会・地域を支える冬期道路交通サービスの提供、快適で質の高い生活を実現するためインフラを多様なニーズに合わせて最適化する公共空間のリデザインに関する研究開発等を行うものとする。

(3)地域産業を支える農業・水産基盤の整備

今後想定される世界の食料需給の大幅な変化や気候変動等に起因する様々なリスクに対しても的確に対応し、北海道の特色を活かした食料供給力の確保・向上及び農水産業の持続的発展や農水産物の高付加価値化・輸出拡大を図るため、積雪寒冷地の農業基盤の整備・保全管理技術の開発、水産資源の生産力向上に資する寒冷海域の水産基盤の整備・保全に関する研究開発等を行うものとする。

第4章 業務運営の効率化に関する事項

1. 業務改善の取組に関する事項

効率的な業務運営を図るため、次の(1)と(2)に掲げる取組を推進するものとする。

なお、目標管理・評価の仕組みを徹底するという独立行政法人制度改革の趣旨を踏まえ、前章1.から 3. までに掲げる事項ごとに情報公開を行い、法人運営の透明性の確保を図るものとする。

(1)効率的な組織運営

土木技術に係る我が国の中核的な研究拠点として、質の高い研究開発成果を上げ、その普及を図ることによる社会への還元等を通じて、良質な社会資本の効率的な整備等の推進に貢献するという役割を引き続き果たすために、必要な組織体制の整備・充実を図る。また、研究ニーズの高度化・多様化、デジタル技術の進化等の変化に機動的に対応し得るよう、柔軟な組織運営を図るものとする。

さらに、運営費交付金を充当して行う業務については、所要額計上経費及び特殊要因を除き、以下のとおりとする。

一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して3%に相当する額を削減するものとする。

業務経費のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して1%に相当

する額を削減するものとする。

契約の合理化については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年5月 25 日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施すること等により、契約の適正化を推進し、業務 運営の効率化を図るものとする。また、契約に関する情報の公表により、透明性の確保を図るものとする。 随意契約については、「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成 26 年 10 月1日付け総管 査第 284 号総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公 正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施するものとする。 さらに、国立研究開発法人建築研究所等との共同調達の実施等により、業務の効率化を図るものとする。

(2)PDCA サイクルの徹底(研究評価の的確な実施)

研究開発評価を行い、評価結果を研究開発課題の選定・実施に適切に反映させることにより PDCA サイクルを徹底するものとする。

その際、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の研究開発の特性等に十分配慮した評価を行うものとする。

また、研究評価結果を踏まえて、取組状況を適切に分析・評価し、必要に応じて取組の方向性等を見 直すものとする。

2. 働き方改革に関する事項

働き方改革については、年次休暇の取得促進及び時間外勤務の縮減に取り組むとともに、フレックス制度や新たに導入したテレワーク制度を活用し、柔軟な勤務形態を取り入れるものとする。また、事務手続の簡素化・迅速化を図るために、経済性を勘案しつつ、業務の電子化推進に努めるものとする。技術指導においても、遠隔で技術指導を行うためのハードウェア・ソフトウェアの設備を充実させて電子化を推進することで、現場の要請に対して迅速かつ細やかな支援を可能とし、これまで以上の質を担保した技術指導を行いつつ、出張等にかかる移動時間を大幅に省く。これらにより、職員の働き方改革の推進を図るものとする。

第5章 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、本中長期目標に定めた事項に沿った中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うものとする。

独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日 独立行政法人会計基準研究会策定、令和3年9月21日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理するものとする。

保有資産の適正な管理の下、その有効活用を推進するため、保有する施設・設備については、業務に 支障のない範囲で、外部の研究機関への貸与及び大学・民間事業者等との共同利用の促進を図るもの とする。その際、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努めるものとする。

また、知的財産の確保・管理については、知的財産を保有する目的を明確にして、必要な権利の確実な取得やコストを勘案した適切な維持管理を行うとともに、適切なマネジメントの下での公表や出資の活用も含めて普及活動に取り組み知的財産の活用促進を図るものとする。

第6章 その他業務運営に関する重要事項

1. 内部統制に関する事項

「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成 26 年 11 月 28 日付け総管査第 322 号総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行い、内部統制の推進を図るものとする。

研究開発等については、研究評価の取組により定期的な点検を実施し、その結果を踏まえた資源配分の見直し等を行うものとする。

理事長のリーダーシップの下で、自主的・戦略的な運営や適切なガバナンスが行われ、研究開発成果の最大化等が図られるよう、理事長の命令・指示の適切な実行を確保するための仕組み等による統制活動を推進するものとする。

また、土研の重要決定事項等の情報が職員に正しく周知されるよう情報伝達を徹底するものとする。

2. 人材確保・育成方針、人事管理に関する事項

第4期中長期目標期間中に開始した新たな方式による新規採用・経験者採用を引き続き積極的・計画的に実施することにより、土木分野に限らず土研の将来を担う多様な人材を安定的に確保するものとする。引き続き国土交通省、農林水産省等との人事交流等により、現場の感覚を併せ持ち課題を的確に把握・特定し解決する専門家として育成するとともに、戦略的に活用を図り、土研の中核である土木技術の専門家集団を社会資本整備・管理に係る専門家集団としてさらに強化していく。なお、人材の確保・育成にあたっては、リクルート活動の工夫や、女性の活躍を推進するための環境整備、多様な働き方の活用を図るものとする。

また、人事評価システムにより、職員個々に対する評価を行い、職員の意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図るものとする。

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、研究開発業務の特性等を踏まえた柔軟な取扱いを可能とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果を毎年度公表するものとする。

なお、これらの事項については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法 律第 63 号)に基づいて定める「人材活用等に関する方針」に反映し、適宜方針の見直しを行うものとす る。

3. その他の事項

(1)リスク管理体制に関する事項

業務実施の障害となる要因の分析等を行い、当該リスクへの適切な対応を図るものとする。

(2)コンプライアンスに関する事項

土研におけるコンプライアンスについて、職員の意識浸透状況の検証を行い、必要に応じて規程や関係する取組の見直しを行うものとする。

特に、研究不正対応は、研究開発活動の信頼性確保、科学技術の健全な発展等の観点からも極めて 重要な課題であるため、研究上の不正行為の防止及び対応について、取組状況の点検や職員の意識 浸透状況の検証を行い、必要に応じて規程の見直しを行うなど組織として取り組むとともに、万が一研究 不正が発生した場合には厳正に対応するものとする。

(3)情報公開、個人情報保護に関する事項

適正な業務運営を確保し、かつ、社会に対する説明責任を確保するため、適切かつ積極的に広報活

動及び情報公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進するものとする。具体的には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)に基づき、組織、業務及び財務に関する基礎的な情報並びにこれらについての評価及び監査に関する情報等をホームページで公開するなど適切に対応するとともに、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき、保有する個人情報を適正に管理するものとする。

(4)情報セキュリティ、情報システムの整備・管理に関する事項

情報化の進展に伴って、機密情報の流出など、情報セキュリティインシデントを未然に防ぐため、体制の充実を図り、必要な対策を講じていく。また、不正アクセスなどの脅威を念頭に、職員の情報セキュリティに関する知識向上を図るものとする。

情報システムの整備・管理については、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年 12月 24日デジタル大臣決定)に則り適切に対応するものとする。

(5)保有資産の管理・運用に関する事項

業務の確実な遂行のため計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮し続けることができるよう、適切な維持管理に努めるものとする。その上で、研究開発のニーズや試験装置、計測技術の進歩等に応じて、必要な更新を適切に図っていくものとする。また、大規模災害や事故などを契機として必要となる新たな研究開発に即応するため、施設の整備・更新を適時、適切に行うものとする。

保有資産については、必要性について不断に見直しを行い、土研が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行うものとする。

(6)技術流出防止対策に関する事項

技術の流出防止に細心の注意を払うとともに、技術流出防止に向けた所内の体制整備を図るものとする。

(7)安全管理、環境保全・災害対策に関する事項

防災業務計画を適時適切に見直すとともに、防災業務計画に基づいて適切に対応するものとする。また、災害派遣時を含め、職員の安全確保に努めるものとする。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)に基づき、環境負荷の低減に資する物品調達等を推進するものとする。

※本中長期目標の評価に関する主な評価軸は別紙3のとおり。

国立研究開発法人土木研究所に係る政策体派図

国土交通省

2

別紙1

独立行政法人の事務・事業

の見地から確実に実施されることが必要な事 こ委ねた場合には必ずしも実施されないおそ 直接に実施する必要のないもののうち、民間 務及び事業であって、 **国が自ら主体となって** 民生活及び社会経済の安定等の公共上 排 れがあるもの H

(独立行政法人通則法第2条第1項)

土木研究所の業務

建設技術及び北海道開発局の所掌事務に関連するその他の技術のう ち、土木に係るもの(土木技術)の向上を図り、良質な社会資本の効率 的な整備及び北海道の開発の推進に資するよう、以下の業務を行う。

- ・土木技術に関する調査、試験、研究及び開発・土木技術に関する指導及び成果の普及

₩

国立研究開発法人土木研究所法第3条、第12条)



本中長期目標の期間における 土木研究所の事務・事業

- 自然災害からいのちと暮らしを守 る国土づくり
- スマートで持続可能な社会資本の 管理
 - 活力ある魅力的な地域-生活

点的・集中的に取り組むものとする。 に貢献するための研究開発等に重

政府の方針等

国土交通省の方針等

国土交通省技術基本計画

社会資本整備重点計画

国土強靭化のための5か年加速化対策

防災・減災、

国土形成計画

北海道総合開発計画

農林水産省の方針等

食料・農業・農村基本計画

水産基本計画

みどりの食料システム戦略

国立研究開発法人土木研究所(土研)の使命等と目標との関係

研究成果の社会への還元等を通じて、良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に貢献し、国土交通政策及び北海道開発行政に係る 農水産業振興において、国立研究開発法人土木研究所としての任務を的確に遂行する。

現状,課

- O土木分野における公的かつ総合的な研究機関として、 その強みを 活かして、次のような取組を進めてミッションを果たしてきた。
- つ土木分野の専門家集団として現場のニーズを的確に把握し課題の 特定を行い、研究成果を適時適切にとりまとめ、社会実装してきた。
 - 現場の要請に応えて技術的支援を行うとともに、研究開発成果 つ激甚化する災害の現場や高度な技術的課題を抱える現場におい を国土交通省等の技術基準類への反映を通じて社会資本の効率 的・効果的な整備に貢献してきた。
- ○公正、中立の立場で産学官と適切な連携を図り、新たな土木技術 あの開発や現場への実装を促進してきた。

O研究開発を推進するにあたり、限られた土研のリソースの中で、デ る実験施設を新たな研究開発に即応するための整備・更新を図る ジタル技術等の活用に必要な多様な人材を確保することや所有す

中長期日標

- 将来も見据えつつ社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するものとする。 〇土研は、法人の役割や法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、 (1)自然災害からいのちと暮らしを守る国土づくりへの貢献
- 災害予測技術の開発、大規模な外力に粘り強く耐える施設の開発など、新たな技術的課題へ即応するための技術の研究開発等に取り組む。
- 建設現場の生産性向上の推進など、現場の働き方を飛躍的に変革するため、より効率的な施設の管理に関する技術の研究開発等に取り組む。 スマートで持続可能な社会資本の管理への貢献
- 活力ある魅力的な地域・生活への貢献
- 気候変動適応策の推進やカーボンニュートラル、美しい景観整備、農業水産基盤の整備・保全等に向けた技術の研究開発等に取り組む。 O研究成果の最大化を目指し、次の点を重視して業務に取り組む。
 - (2)研究開発へのデジタル技術の積極的な活 (1)技術的支援の強化、研究成果の普及促進、他機関との連携強化、国際貢献
- ○業務運営の効率化等:働き方改革の推進、多様な人材の安定的な確保、社会資本整備・管理に係る専門家集団として育成、

- ○気候変動の進行により水災害、土砂災害等が激甚化、頻発化しているため、 あらゆる関係者の主体的な参画による国土の強靱化と地域の持続可能な 発展が求められている。
 - つ今後老朽化の進行によるインフラの機能低下が加速することが見込まれる 国の社会経済システムが機能不全に陥る懸念がある。また、将来の維持管 ため、適切に対応しなければ中長期的なトータルコストの増大に加え、我が 理を見据えた取組が求められている。
- る基盤の整備、また持続可能で暮らしやすい地域社会・地方創生の実現が ○多核連携型の国土づくりを進め、暮らしや地域経済の核となる産業を支え
- ○2050年カーボンニュートラルなどの地球温暖化対策や自然環境の保全、健 全な水循環の確保等をはじめとした環境問題への対応が求められている。
 - 〇人口減少・少子高齢化による生産年齢人口の減少が加速化しているため、 現場におけるDXによる生産性向上が求められている。
- ○新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた非接触、リモート化が広がる社

四約3

国立研究開発法人土木研究所の評価に関する評価軸等について

		4. G	也機 可的	自 	招へい研究員の全数	交流研究員受入数	競争的資金等の獲得件数	現場調査実績	爰> 技術資料の策定・改定数	論文・雑誌等の発表数	施設見学者数等	技術支援実績	災害支援実績	委員会·研修講師派遣数	国際会議での講演数	国際協力機構や政策研究大学院大学と連携した修士・博士の修了者数	
評価指標		 土木研究所に設置された評価委員会により、妥当性の観点、社会的観点、生産性の	観点、研究開発成果の最大化の観点(他機関との連携、成果の普及・行政への技術的	支援、国際貢献)について、総合的な評 行う。	く他機関との連携> 〇共同研究件数				く成果普及・行政への技術的支援> 〇講演会・説明会等の聴講者数	(WEB参加者含む)	〇技術基準類への成果反映数				く国際貢献> 〇国際的参昌会等への参画者数		
車即趧な主		成果・取組が国の方針や社会のニーズに適合しているか	成果・取組が社会的価値の創出に貢献するものであるか	成果・取組が生産性向上・変革に貢献するものであるか	研究成果の最大化のための具体的な取組がなされてい	<i>የ</i> ታ›											
中長期目標	第3章 研究開発の成果の最大化そ の他の業務の質の向上に関する事項	1. 自然災害からいのちと暮らしを守る国土づくりへの貢献	2. スマートで持続可能な社会		3. 活力のの魅力的な地域・生活への貢献												

令 和 4年3月31日 国立研究開発法人土木研究所

国立研究開発法人土木研究所の中長期目標を達成するための計画

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の5の規定に基づき、国土交通大臣及び農林水産大臣から指示を受けた令和4年4月1日から令和10年3月31日までの6年間における国立研究開発法人土木研究所(以下「土研」という。)の中長期目標(以下「中長期目標」という。)を達成するための計画(以下「中長期計画」という。)を以下のとおり定める。

ただし、中長期計画に基づいて策定される計画等個々の施策や財務の執行については、その実施状況のフォローアップを適宜行い、必要に応じてその内容を見直す等柔軟な対応を図るものとする。

土研は、国土交通省等との人事交流や現場への技術支援等の活動を通じて専門家を育て、現場のニーズを的確に把握し、研究開発した成果は速やかに社会実装につなげ、さらに成果の普及を図ってきた。また水災害・リスクマネジメント国際センター(ICHARM)のネットワークを利用するなどして国際貢献を行ってきている。

土研を取り巻く環境の変化としては、自然災害の激甚化・頻発化、老朽化の進行によるインフラ機能低下の加速、持続可能で暮らしやすい地域社会・地方創生の実現、地球温暖化等の環境問題、生産年齢人口の急激な減少、急速に進化するデジタル技術、働き方の変革などが挙げられる。

土研のミッションは、研究開発成果の最大化、すなわち、国民の生活、経済、文化の健全な発展その他の公益に資する研究開発成果の創出を国全体として「最大化」するという国立研究開発法人の第一目的を踏まえ、研究開発成果の社会への還元等を通じて、良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に貢献し、国土交通政策及び北海道開発行政に係る農水産業振興に関するその任務を的確に遂行することとする。土研はこのミッションを果たすため、国土交通省の地方整備局及び北海道開発局等の事業と密接に連携を図る。

具体的には、2050 年カーボンニュートラルに向けた 2030 年度の削減目標や生産年齢人口減少 等の社会情勢を踏まえて、本中長期目標期間において、

- ①自然災害からいのちと暮らしを守る国土づくり
- ②スマートで持続可能な社会資本の管理
- ③活力ある魅力的な地域・生活

に貢献するための研究開発等に重点的・集中的に取り組むこととし、その際、国土面積の約6割を占める積雪寒冷地の良質な社会資本の効率的な整備等にも留意する。

なお、研究開発にあたっては、急速に進化するデジタル技術を活用することにより現場の飛躍的な生産性向上などに貢献することが求められているため、デジタル技術に常に関心を持ち、現場における課題の解決にその技術を積極的に活用するとともに、デジタル技術を活用した土研職員の働き方改革などの業務運営の効率化を図る。

第1章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するため にとるべき措置

土研は、国立研究開発法人土木研究所法(平成 11 年法律第 205 号)第 3 条に定められた目的を達成するため、国土交通省技術基本計画、社会資本整備重点計画、防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策、国土形成計画、北海道総合開発計画等の科学技術に関する計画等を踏ま

えるとともに、土木技術に対する社会的要請、国民のニーズ及び国際的なニーズを的確に受け止め、国が自ら主体となって直接に実施する必要はないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれのある研究開発において、技術的問題解明や技術的解決手法等の研究開発を実施し、優れた成果の創出により社会への還元を果たす。また、北海道開発行政に係る農水産業の振興を図る調査、試験、研究及び開発等については、食料・農業・農村基本計画、水産基本計画、みどりの食料システム戦略を踏まえ実施する。

土研は、上記に示す法人の役割や法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、将来も見据えつつ社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するため、1. (1)~(3)に示す研究開発を一定の事業のまとまりと捉えて推進し、評価を行う。研究開発を進めるにあたっては、組織横断的・分野横断的に柔軟に取り組む。なお、新たな課題が生じた場合には、これらに係る研究開発への取組も同様とする。

その際、解決すべき政策課題ごとに、研究開発課題及び必要に応じ技術の指導や成果の普及等の研究開発以外の手段のまとまりによる研究開発プログラムを構成して、効果的かつ効率的に進める。研究開発プログラムは、別表-1に示すものとし、社会的要請の変化等を踏まえ、必要に応じてその内容を見直すなど柔軟な対応を図る。

併せて、研究開発成果の最大化のため、研究開発においても PDCA サイクルの推進を図り、研究開発成果のその後の普及や国の技術的基準策定における活用状況等の把握を行う。

1. 研究開発

(1) 自然災害からいのちと暮らしを守る国土づくりへの貢献

気候変動等の影響により、自然災害の外力が増大し激甚化しているとともに、自然災害の発生が頻発化していることから、災害予測技術の開発、大規模な外力に粘り強く耐える施設の開発など、新たな技術的課題へ即応するための技術の研究開発等に取り組む。

(2)スマートで持続可能な社会資本の管理への貢献

インフラの老朽化に伴う機能低下の加速や生産年齢人口の減少に伴うインフラ管理の現場の担い手不足の対応として、3次元データや AI 等のデジタル技術を活用し、予防保全型メンテナンスへの転換、建設現場の生産性向上を推進するなど、現場の働き方を飛躍的に変革するため、より効率的な施設の管理に関する技術の研究開発に取り組む。また、取組にあたっては、インフラによる新たな価値を創造し、インフラの持続可能性を高めることに配慮する。

(3)活力ある魅力的な地域・生活への貢献

心豊かで暮らしやすい地域社会の実現及び生活の質の向上に向け、活力ある魅力的な地域・生活を形成する必要がある。そのために、気候変動の適応策の推進、カーボンニュートラルに貢献する技術開発、美しい景観整備、収益力を支える農業水産基盤の整備・保全等に向けた技術の研究開発等に取り組む。

2. 成果の最大化に向けた取組

研究開発の実施にあたっては、次に述べる技術的支援、研究開発成果の普及、国際貢献、他機関との連携の各事項に取り組み、研究開発成果の最大化を図る。この際、進化するデジタル技術を活用し、より効率的・効果的に取り組む。

(1)技術的支援

国や地方公共団体等における災害その他の技術的課題への対応のため、職員の派遣等により、

国立研究開発法人土木研究所の中長期目標を達成するための計画

技術的支援を積極的に展開するとともに、その実績を蓄積し活用する等、以下の取組を推進する。

なお、近年発生している広域多発的な激甚災害は、今後もその発生が懸念されているため、限られた専門家で効率的に技術的支援を行う必要があることから、現場の詳細な映像等の大容量データを高速で通信するハードウェア・ソフトウェアの設備の充実を図ることで、遠隔で技術指導を行うことを可能とする。このことにより、平常時の技術的支援を含めて、多くの現場を対象に迅速な技術的支援を行う。

また、国や地方公共団体が設置する委員会・検討会、研修等については、要請に基づき職員を派遣し、技術的支援を行うとともに、技術者の育成を図り、技術力の向上に寄与する。

• 災害派遣

国立研究開発法人土木研究所法(平成11年法律第205号)第15条による国土交通大臣の指示があった場合または必要と判断した場合は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)に基づき定める防災業務計画に従い土木研究所緊急災害対策派遣隊(土木研究所TEC-FORCE)を派遣する等、技術的支援を積極的に展開する。

• 平常時支援

技術指導規程に基づき、良質な社会資本の効率的な整備や土木技術の向上、北海道の開発の推進等の観点から適切と認められるものについて、積極的に技術的支援を実施する。

また、技術的支援を通じて積極的に外部への技術移転を行うとともに、地方整備局等の各技術分野の技術者とのネットワークを活用して、関連する技術情報等を適切な形で提供する。

さらに、地方整備局等から事業実施上の技術的課題の解決のために必要となる試験研究を受託 し、確実に実施する。

(2)研究開発成果の普及

研究開発成果の社会実装を推進するため、技術基準類への反映や学術誌等による成果普及を図るとともに、デジタル技術を活用した講演会、説明会等による一層の成果普及を図るものとし、以下の取組を推進する。

・研究開発成果の技術基準類への反映による社会実装

研究開発成果については、土木研究所報告や土木研究所資料、技術基準類を補足するガイドライン・マニュアル等をはじめとする各種の技術資料や出版物としてとりまとめることで、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定、国、地方公共団体、民間等が行う建設事業等への活用につなげる。

・学術誌等による成果普及

研究開発成果については、国内外の学術誌等への論文発表、関係学協会での発表を行い普及に 努める。また、現場技術者向けの技術誌を通じた成果の普及や広く情報発信が可能なインターネット等を活用した成果の普及は、効果的に実施できることから積極的に行い、成果の普及促進を 図る。

・講演会、説明会等による普及

国や地方公共団体の職員等を対象とした講演会、技術展示会、研究開発成果に関する説明会、講習会については、デジタル技術を活用することでより幅広い対象に視覚的に理解しやすい形で実施し、土研が培った技術や経験・ノウハウを広く展開し、我が国の土木分野における技術力の向上を図る。これらの実施にあたっては、遠隔地からの参加を促すために Web 配信などのデジタ

国立研究開発法人土木研究所の中長期目標を達成するための計画

ル技術を活用し、地方公共団体をはじめ、より幅広い対象に分かりやすい情報提供を行う。

また、一般市民を対象とした研究施設の一般公開を実施するとともに、その他の構外施設等についても随時一般市民に公開するよう努める。

・その他の手段を活用した成果の普及

研究開発成果を効果的に普及するため、重点的に普及を図るべき技術を選定し普及活動を展開する。また、知的財産権の活用を促すための活動も同様に展開する。

さらに、研究開発成果の普及にあたって民間の知見等を活かす際には、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)に基づき、出資並びに人的及び技術的援助の手段の活用を図る。また、出資等を行う体制については、必要に応じて見直す。

(3)国際貢献

研究開発成果の国際的な普及・技術移転や水災害・リスクマネジメント国際センター (ICHARM) による貢献を果たすため、以下の取組を推進する。

・研究開発成果の国際的な普及・技術移転

土木技術を活かした国際貢献については、関係機関とも連携しつつ、下水道や材料分野などに おいて国際標準化や技術移転など成果の国際的な普及に戦略的に取り組み、我が国の企業の国際 競争力強化を支援する。

また、国や地域の状況に応じて、我が国特有の自然条件や地理的条件等の下で培った土木技術を活用し、アジアをはじめとした世界各国の社会資本の整備・管理への国際貢献を目指す。このため、科学技術協力協定等に基づいて海外の研究機関等との共同研究・研究協力を行い成果の質の向上を図るとともに、国際会議等にも積極的に参画し技術の普及促進を図る。その際、社会資本の整備・管理を担う諸外国の人材育成に積極的に取り組む。

さらに、国土交通省、国際協力機構、外国機関等からの派遣要請に応じ、諸外国での水災害、 土砂災害、地震災害等からの復旧に資する的確な助言や各種調査・指導を行う。

・水災害・リスクマネジメント国際センター (ICHARM) による貢献

水災害・リスクマネジメント国際センター (ICHARM) においては、世界の水関連災害の防止・ 軽減に貢献するため、水災害関連のリスクマネジメントに関する研究開発・能力育成・国際的な 情報ネットワークの構築を一体的に推進する。

研究開発成果については、ユネスコ等の国際機関のプロジェクトに参画し、成果の活用や普及を図る。能力育成については、国際協力機構や政策研究大学院大学と連携し、修士・博士課程の実施などを行う。また、国際的な情報ネットワークについては、ユネスコなどの国際機関と連携し、さらに強化する。

(4)他機関との連携

我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、以下の取組を推進する。

・共同研究及び人的交流による連携

産学官連携によるイノベーションについては、様々な分野の機関との連携を推進することなどを通じて、民間企業等において新たに開発された技術の活用及び普及の促進により、建設現場にイノベーションをもたらし、生産性向上や労働力不足等に対応するとともに、品質や安全性の飛躍的な向上等が期待される。このため、現場における研究課題の解決に向けて、国内外の他分野も含めた幅広い知見を取り入れるため大学や民間企業等と適切な連携・人的交流を行う。具体的

には、積極的な共同研究の実施や研究員の招へい、交流研究員制度に基づく積極的な受け入れ、 職員を在外研究員として派遣するなどの人的交流を行う。また、統一規格の提案を行うなどによ り、民間企業の研究開発促進や、開発した技術を現場で適用する環境の整備を図る。

・その他の連携

国土交通省が進める公共工事等における新技術活用システムに対し、土研内の体制を整備し、 適切な支援を行うこと等により積極的に貢献する。

研究開発にあたっては国土交通省等の現場をフィールドとし、現地・現場調査を積極的に行い、 現場における適用性や課題を把握する。また、研究機関等と適切な連携を図り、国の保有するデータを活用し、研究開発を推進する。

外部資金の獲得に関しては、社会的な要請が高い政府の競争的資金など、土研の役割に即した 資金の積極的獲得に取り組む。

また、研究開発成果の最大化をさらに推進するために、大学や民間企業等と適切な連携を行う。 具体的には、研究開発の特性に応じ、政府出資金を活用した委託研究、研究協力の積極的な実施 を行う。

第2章 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 業務改善の取組に関する事項

効率的な業務運営を図るため、次の(1)と(2)に掲げる取組を推進する。なお、目標管理・評価の仕組みを徹底するという独立行政法人制度改革の趣旨を踏まえ、前章1.(1)から(3)までに掲げる事項ごとに情報公開を行い、法人運営の透明性の確保を図る。

(1)効率的な組織運営

1)組織体制の整備・充実、柔軟な組織運営

土木技術に係る我が国の中核的な研究拠点として、質の高い研究開発成果を上げ、その普及を図ることによる社会への還元等を通じて、良質な社会資本の効率的な整備等の推進に貢献するという役割を引き続き果たすために、必要な組織体制の整備、充実を図るとともに、研究ニーズの高度化・多様化、デジタル技術の進化等の変化に機動的に対応し得るよう、研究開発プログラムに応じ必要な研究者を編制するなど柔軟な組織運営を行う。

また、所内に横断的に組織した研究支援部門により、外部研究機関との共同研究開発等の連携、 特許等知的財産権の取得・活用、新技術をはじめとする研究開発成果の普及促進、国土交通省が 進める国際標準化、国際交流連携及び国際支援活動の推進等について効率的に実施する。

2)財務、契約等の取組

運営費交付金を充当し行う業務については、所要額計上経費及び特殊要因を除き以下のとおりとする。

一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して3%を削減する。また、業務経費のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して1%を削減する。

独立行政法人会計基準(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定)等に基づき、 運営費交付金の会計処理を適切に行う体制を整備し、業務達成基準により収益化を行う運営費交 付金に関しては、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき公正性・透明性を確保しつつ、継続的に調達等の合理化を進める取組を着実に実施すること等により、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。

随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成 26 年 10 月 1 日付け 総管査第 284 号総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

また、契約に関する情報については、ウェブページにおいて公表し、契約の透明性を図る。 さらに、国立研究開発法人建築研究所等との共同調達の実施等により、業務の効率化を図る。

受益者の負担を適正なものとする観点から、技術指導料等の料金の算定基準の適切な設定に引き続き努める。

寄附金については、ウェブページでの案内等により受け入れの拡大に努める。

(2)PDCA サイクルの徹底(研究評価の的確な実施)

研究開発の成果については評価軸に沿って総合的に評価を行い、その際、長期性、不確実性、 予見不可能性、専門性等の研究開発の特性等に十分配慮する。

研究開発の評価については、土研内部の役職員による内部評価委員会と外部の学識経験者による外部評価委員会により行うこととし、これらの研究評価結果を踏まえた上で、取組状況を適切に分析・評価し、必要に応じて取組の方向性等を見直す。

なお、研究評価の結果は外部からの検証が可能となるようウェブページにて公表する。

2. 働き方改革に関する事項

働き方改革については、年次休暇の取得促進及び時間外勤務の縮減に取り組むとともに、フレックス制度や新たに導入したテレワーク制度を活用し、柔軟な勤務形態を取り入れる。また、事務手続の簡素化・迅速化・効率化を図るため、経済性を勘案しつつ、ペーパーレス化や電子入札の導入など、業務の電子化推進に努める。

また、オンラインによる業務打合せや会議参加等による職員の負担軽減のみならず、遠隔で技術指導を行うためのハードウェア・ソフトウェアの設備を充実させ、遠隔の技術指導のノウハウを蓄積して、これまで以上の質を担保した上で技術指導を行うとともに、出張等にかかる移動時間を大幅に省くことで、職員の働き方改革の推進を図る。

第3章 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画

(1)予算

別表-2のとおり

(2) 収支計画

別表-3のとおり

(3)資金計画

別表-4のとおり

第4章 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度

1,500百万円とする。

第5章 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の 処分に関する計画

なし

第6章 前章に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、 その計画

なし

第7章 剰余金の使途

剰余金が生じたときは、研究開発、研究基盤の整備充実及び出資の活用を含めた成果の普及に 使用する。

第8章 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

業務の確実な遂行のため計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮し続けることができるよう、適切な維持管理に努める。その上で、研究開発のニーズや試験装置、計測技術の進歩等に応じて、施設整備計画に基づき、整備・更新等を行う。また、大規模災害や事故などを契機として必要となる新たな研究開発に即応するため、施設の整備・更新を適時、適切に行う。なお、中長期目標期間中に実施する主な施設の整備・更新等は別表-5のとおりとする。

また、保有資産の適正な管理の下、その有効活用を推進するため、主な施設の年間利用計画を 策定した上で、外部の研究機関が利用可能な期間をウェブページで公表し、業務に支障のない範 囲で外部の研究機関への貸与及び大学・民間事業者等との共同利用の促進を図る。その際、受益 者負担の適正化と自己収入の確保に努める。なお、貸し出しを受けた機関が実験結果を対外的に 公表する際には、土木研究所の施設であることを明示するよう要請する。

2. 人事に関する計画

人材の確保については、第4期中長期目標期間中に開始した新たな方式による新規採用・経験者採用を引き続き積極的・計画的に実施し、人材の安定的な確保を図る。さらに、専門研究員の採用等を効果的に活用することなどを通して、土木分野に限らない多様な人材の確保を図る。

人材の育成については、国土交通行政及び事業と密接に連携した良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資する研究開発を行うため、国土交通省、農林水産省等との人事交流を計画的に行うことで、現場の感覚を併せ持ち課題を的確に把握・特定し解決する専門家として育成する。また、戦略的に活用を図り、土研の中核である土木技術の専門家集団を社会資本整備・管理に係る専門家集団としてさらに強化する。

なお、人材の確保・育成にあたっては、「人材活用等に関する方針」に基づき取り組むとともに、 短期インターンシップの実施などのリクルート活動の工夫や女性の活躍を推進するための環境整備、多様な働き方の活用を図る。

さらに、若手職員の育成プログラムなどにより若手職員をはじめとした職員の能力向上を図りつつ、人事評価システムにより、職員個々に対する評価を行い、職員の意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図る。

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証する。また、検証結果を踏まえ、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程の改定を行うとともに、研究開発業務の特性等を踏まえた柔軟な取扱いを可能とする。なお、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果については毎年度公表する。

3. 国立研究開発法人土木研究所法第 14 条に規定する積立金の使途

第4期中期目標期間中からの繰越積立金は、自己収入財源で取得し、第5期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。

4. その他

(1)内部統制に関する事項

「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成 26 年 11 月 28 日付け総管査第 322 号総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行い、内部統制の推進を図る。

研究開発等については、研究評価の取組により定期的な点検を実施し、その結果を踏まえた資源配分の見直し等を行う。

理事長のリーダーシップの下で、自主的・戦略的な運営や適切なガバナンスが行われ、研究開発成果の最大化等が図られるよう、理事長の命令・指示の適切な実行を確保するための仕組み等による統制活動を推進する。また、土研の重要決定事項等の情報が職員に正しく周知されるよう会議を定期的に開催するなど、情報伝達を徹底する。

(2)リスク管理体制に関する事項

業務実施の障害となる要因の分析等を行い、当該リスクへの適切な対応を図る。

(3)コンプライアンスに関する事項

コンプライアンス講習会の開催等により職員への意識の浸透を図る取組を実施するとともに、 意識浸透状況の検証を行い、必要に応じて規程や関係する取組の見直しを行う。

また、研究不正への対応は、研究開発活動の信頼性確保、科学技術の健全な発展等の観点からも極めて重要な課題であるため、職員の意識浸透や不正行為防止を図る取組を実施するとともに、意識浸透状況の検証を行い、必要に応じて規程の見直しを行うなど組織として取り組む。なお、万が一研究不正が発生した場合には厳正に対応する。

(4)情報公開、個人情報保護に関する事項

適正な業務運営を確保し、かつ、社会に対する説明責任を確保するため、適切かつ積極的に広報活動及び情報公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進する。具体的には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づき、組織、業務及び財務に関する基礎的な情報並びにこれらについての評価及び監査に関する情報等をウェブページで公開するなど適切に対応するとともに、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律

第57号)に基づき、保有する個人情報を適正に管理する。

(5)情報セキュリティ、情報システムの整備・管理に関する事項

情報セキュリティについては、情報化の進展に伴い、機密情報の流出などの情報セキュリティインシデントを未然に防ぐ必要があることから、体制の充実を図るなど必要な対策を講じる。また、不正アクセスなどの脅威を念頭に、セキュリティポリシーの見直しや職員の情報セキュリティに関する知識向上を図る。

また、情報システムの整備・管理については、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」 (令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則って適切に対応する。

(6)保有資産管理に関する事項

保有資産管理については、保有資産の必要性について内部監査等において重点的に点検するとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って不断に見直しを行い、見直し結果を踏まえて、土研が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行う。

(7)知的財産の確保・管理に関する事項

知的財産の確保・管理については、土木研究所知的財産ポリシーに基づき、知的財産を保有する目的を明確にして、必要な権利の確実な取得や不要な権利の削減による保有コストの低減に努める等適切な維持管理を図る。また、研究開発の成果やこれにより得られた知見については、適正なマネジメントの下での公表や出資の活用も含めて普及活動に取り組み知的財産の活用促進を図る。

なお、研究開発成果については、電子データベースの整備を行い、外部から土研の成果を利活 用しやすいように蓄積する。

さらに、知的財産権の活用状況等を把握し、普及活動等の活用促進方策を積極的に行うことにより、知的財産権の実施料等の収入の確保を図る。

(8)技術流出防止対策に関する事項

安全保障に関する技術の提供については、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)の輸出者等遵守基準を定める省令(平成21年経済産業省令第60号)に基づいて定めた所内規程により輸出管理審査の体制整備を図るとともに、必要に応じた同規程の見直しを行うなど、技術の流出防止を図る。

(9)安全管理、環境保全・災害対策に関する事項

防災業務計画を適時、適切に見直すとともに、防災業務計画に基づいて適切に対応する。また、 災害派遣時を含め、職員の安全確保に努める。また、国等による環境物品等の調達の推進等に関 する法律(平成12年法律第100号)に基づき、環境負荷の低減に資する物品調達等を推進する。

別表-1

研究開発プログラム	目標とする研究開発成果	成果の反映・社会への還元		
1. 自然災害からいのちと	暮らしを守る国土づくりへの貢	献		
(1) 水災害の激甚化に対 する流域治水の推進 技術の開発	・将来の洪水等水災害外力の 想定技術の開発・高度化 ・流域治水による取り組みを 的確に評価・実現する手法 の構築 ・適切な洪水氾濫リスク評価 手法の開発 ・水災害に対する社会の強靭 化を図る技術開発 等	国が実施する関連行政施策 の立案や技術基準の策定等 に反映されることにより、将 来の水災害外力の想定、流域 治水による取り組みの実現 や効果の評価、適切な洪水リ スク情報の提供及び社会の 強靭化を図る技術開発を通 じて、流域治水を推進し水災 害の防止・軽減等に貢献す る。		
(2) 顕在化した土砂災害 へのリスク低減技術 の開発	・顕在化した土砂災害の危険 箇所抽出手法の開発 ・緊急対応を迅速化するハザ ードエリア設定技術の開発 ・高エネルギーの落石等に対 応した事前対策工の評価技 術の構築 等	国が実施する関連行政施策 の立案や技術基準の策定等 に反映されることにより、顕 在化した土砂災害危険箇所 の抽出やハザードエリア設 定、適切な事前対策工の実施 を通じて、土砂災害の防止・ 軽減等に貢献する。		
(3) 極端化する雪氷災害 に対応する 防災・減 災技術の開発	・極端気象時の冬期道路管理判断支援技術の開発 ・暴風雪を考慮した吹雪対策施設の性能評価と防雪機能確保技術の開発 ・積雪寒冷地沿岸部における津波防災・減災技術の構築 等	国が実施する関連行政施策 の立案や技術基準の策定等 に反映されることにより、極 端気象時の冬期道路管理の 適切な判断、吹雪対策施設の 効果的・効率的な整備、海氷 を伴う津波外力の想定等を 通じて、雪氷災害の防止・被 害軽減等に貢献する。		

(4) 大規模地震に対する インフラ施設の機能 確保技術の開発

- ・橋梁の機能確保のための耐 震技術の開発
- ・土工構造物の機能確保のた めの耐震技術の開発
- ・耐震性能評価のための精度 の高い液状化予測技術の 開発

箬

国が実施する関連行政施策の 立案や技術基準の策定等に反 映されることにより、橋梁、 土工構造物について、耐震性 能評価による被害リスクの戦 略的低減、耐震補強技術によ る被害の最小化、致命的な被 害に至りにくく速やかな応急 復旧が可能となる構造の実現 を通じて、大規模地震に対す る被害軽減及び早期機能回復 等に貢献する。

2. スマートで持続可能な社会資本の管理への貢献

(5) 気候変動下における 継続的な流域及び河 道の監視・管理技術 の開発

- ・新技術を活用した流域・河 道等の監視・評価技術の開 発
- ・外力増大と多様な流況に対 応できる河道・河川構造物 の設計技術の開発
- ・河道・河川構造物の予防保 全型維持管理技術の開発

国が実施する関連行政施策 の立案や技術基準の策定等 に反映されることにより、治 水と環境が調和した河道の 設計・管理及び気候変動に対 応可能な河道・河川構造物の 予防保全型維持管理等に貢 献する。

(6) 社会インフラの長寿 命・信頼性向上を目 指した更新・新設に 関する研究開発

- ・新たに解明した破損・損傷 メカニズムに対応した構 造物の更新・新設技術の開 発
- ・破損・損傷の実態を考慮し た、より長寿命な構造物へ の更新・新設を実現する新 材料・新工法の開発
- ・地質・地盤リスクに適切に 対応し、計画から管理まで を見通したインフラの信 頼性を向上させる技術の 開発

国が実施する関連行政施策 の立案や技術基準の策定等 に反映されることにより、設 計や材質等の改良による道 路構造物や下水道施設等の 長寿命の実現並びに信頼性 向上等に貢献する。

等

(7) 構造物の予防保全型 メンテナンスに資す る技術の開発

- ・適切な診断を可能とするた めに、変状を的確かつ合理 的に捉える点検技術の開 発
- ・損傷メカニズムに応じた状 態評価と措置方針を示す 診断技術及び支援システ ムの開発
- の制約などに対応した効 果的な措置技術の開発

国が実施する関連行政施策 の立案や技術基準の策定等 に反映されることにより、道 路橋、トンネル、樋門等河川 構造物、コンクリート構造物 の点検、診断、措置技術の信 頼性向上及びメンテナンス 業務の省力化を通じて、予防 ・構造物の設置環境、施工上 | 保全型メンテナンスの実現 等に貢献する。

(8) 積雪寒冷環境下のイ ンフラの効率的な維 持管理技術の開発

- ・積雪寒冷環境下のインフラ の劣化状況の効率的調査・ 把握手法の開発
- ・
 看雪寒冷環境下のインフラ の劣化に対する精度の高 い予測・診断技術の開発
- ・積雪寒冷環境下のインフラ の劣化に対する高耐久で 効果的な措置技術(予防・事 後)の開発

国が実施する関連行政施策 の立案や技術基準の策定等 に反映されることにより、イ ンフラの劣化状況の把握と 精度の高い予測・診断及び効 果的な措置を通じて、積雪寒 冷環境下におけるインフラ の効率的な維持管理等に貢 献する。

(9) 施工・管理分野の生 産性向上に関する研 究開発

- ・最先端デジタル技術を用い た省人化のための技術の 開発
- ・最先端デジタル技術を用い た工程改革のための技術 の開発

に反映されることにより、自 律施工技術基盤の整備等に よる建設施工の徹底した省 人化、AIやVR等の先進技 術を用いた施設管理の徹底 した省人化、施工中に取得す るデータ等の活用による品 質管理プロセスの変革を通

じて、施工・管理分野の生産

国が実施する関連行政施策

の立案や技術基準の策定等

性向上等に貢献する。

3. 活力ある魅力的な地域・生活への貢献

- (10) 気候変動下における 持続可能な水資源・ 水環境管理技術の開 発
- ・気候変動下における河川 流況・水温の予測技術の開 発
- ・河川流況・水温の変化が 水資源、水環境および自然 生態系に及ぼす影響評価・ リスク評価、監視技術の開 発
- ・水資源、水環境および自 然生態系を対象とした有効 な適応策の開発

国が実施する関連行政施策 の立案や技術基準の策定等に 反映されることにより、気候 変動下における水資源・水環 境に関する適切な管理及び自 然生態系への有効な緩和策の 実施等を通じて、社会活動や 環境保全等に貢献する。

等

- (11) 地域社会を支える冬 期道路交通サービス の提供に関する研究 開発
- ・先進的技術を活用した冬期 道路交通の信頼性確保に 資する技術の開発
- ・冬期道路交通の安全性向上に資する技術の開発

等

国が実施する関連行政施策 の立案や技術基準の策定等 に反映されることにより、冬 期の道路管理の適切な判断 や、除雪等の省力化、除雪機 械メンテナンスの最適化等 を通じて、冬期道路交通の安 全性向上及び信頼性確保等 に貢献する。

- (12) 社会構造の変化に対応した資源・資材活用・環境負荷低減技術の開発
- ・地域発生資源・資材の有 効活用技術の開発
- ・社会資本整備における環 境負荷低減技術の開発

垒

国が実施する関連行政施設 の立案や技術基準の策定等 に反映されることにより、ア スファルト発生材や再生骨 材・地域発生材有効活用、発 生土や下水処理施設におけ る資源の有効利用と環境負 荷軽減、及び鋼構造物の塗装 の改良を通じて、社会構造の 変化に対応した資源・資材活 用や環境負荷低減等に貢献 する。

(13)	快適で質の高い生活	・地域を豊
	を実現する公共空間	の計画・
	のリデザインに関す	・多様なニ
	る研究開発	外部道路
		及び維持
		・景観改善
		するため
		発
(14)	農業の成長産業化や	・収益性の
į	強靱化に資する積雪	整備・利
	寒冷地の農業生産基	・農業水利
1	盤の整備・保全管理	用と保全
	技術の開発	・自然災害
		農地•農

- ・地域を豊かにする歩行空間 の計画・設計技術の開発
- ・多様なニーズに対応した郊 外部道路空間の計画・設計 及び維持管理技術の開発
- ・景観改善の取組を円滑化 するための評価技術の開発

国が実施する関連行政施策 の立案や技術基準の策定等 に反映されることにより、地 域のインフラの多面的かつ 複合的な利活用や良好な環 境に溢れた美しい景観の形 成を通じて、快適で質の高い 生活の実現等に貢献する。

等

- ・収益性の高い大規模農地の 整備・利用技術の開発
- ・農業水利施設の戦略的な活 用と保全管理技術の開発
- ・自然災害や気候変動に強い 農地・農業水利施設の強靱 化対策技術の開発事業

等

国が実施する関連行政施策 の立案や技術基準の策定等 に反映されることにより、大 区画農地の高度利用の促進、 寒冷地における農業水利施 設の維持管理の適正化、自然 災害等にも強い農地・農業水 利施設の整備を通じて、食料 の安定供給、農業の成長産業 化等に貢献する。

- (15) 水産資源の生産力向 上に資する寒冷海域 の水産基盤の整備・ 保全に関する研究開 発
- ・海域の環境変化に対応した 水産資源の増養殖を図る 水産基盤の活用技術の開 発
- ・水産資源を育み生産力の向上を図る水産環境改善技術の開発

等

国が実施する関連行政施策 の立案や技術基準の策定等 に反映されることにより、寒 冷沿岸域における漁港等施 設の有効活用推進や水産環 境改善による水産資源の生 産力の向上等、寒冷海域の水 産基盤の整備・保全を通じ て、食料の安定供給、水産業 の成長産業化等に貢献する。

別表-2

(単位:百万円)

	自然災害か	スマートで	活力ある		
	らいのちと	持続可能な	魅力的な		
区別	暮らしを守	社会資本の	地域・生	法人共通	合計
	る国土づく	管理への貢	活への貢		
	りへの貢献	献	献		
収 入					
運営費交付金	11, 539	17, 507	12, 818	9, 645	51, 509
施設整備費補助金	1, 382	655	574	0	2,610
受託収入	957	232	493	274	1, 955
施設利用料等収入	0	0	0	877	877
計	13, 878	18, 394	13, 885	10, 795	56, 951
支 出					
業務経費	5, 945	9, 032	6, 557	0	21, 534
施設整備費	1, 382	655	574	0	2,610
受託経費	957	232	493	0	1,682
人件費	5, 594	8, 476	6, 261	7, 473	27, 804
一般管理費	0	0	0	3, 322	3, 322
計	13, 878	18, 394	13, 885	10, 795	56, 951

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

「人件費の見積り〕

中長期目標期間中総額23,233百万円を支出する。

当該人件費の見積りは、表中の人件費の内、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当の費用である。

「運営費交付金の算定ルール」

別紙のとおり。

[注記]

退職手当については、役員退職手当支給規程及び職員退職手当規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

別表-3

(単位:百万円)

	自然災害か	スマートで持	活力ある		
	らいのちと	続可能な社会	魅力的な		
区別	暮らしを守	資本の管理へ	地域・生	法人共通	合計
	る国土づく	の貢献	活への貢		
	りへの貢献		献		
費用の部	12, 737	18, 062	13, 560	10, 887	55, 246
経常費用	12, 737	18, 062	13, 560	10, 887	55, 246
研究業務費	11, 539	17, 507	12, 818	0	41, 864
受託業務費	957	232	493	0	1,682
一般管理費	0	0	0	10, 795	10, 795
減価償却費	241	323	249	92	905
収益の部	12, 737	18, 062	13, 560	10, 882	55, 241
運営費交付金収益	11, 539	17, 507	12, 818	9, 645	51, 509
施設利用料等収入	0	0	0	877	877
受託収入	957	232	493	274	1, 955
資産見返負債戻入	241	323	249	87	900
純利益 (△純損失)	0	0	0	$\triangle 5$	$\triangle 5$
前中長期目標期間繰					
越積立金取崩額	0	0	0	5	5
総利益 (△総損失)	0	0	0	0	0

⁽注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

別表-4

(単位:百万円)

	自然災害か	スマートで	活力ある魅		
	らいのちと	持続可能な	力的な地		
区別	暮らしを守	社会資本の	域・生活へ	法人共通	合計
	る国土づく	管理への貢	の貢献		
	りへの貢献	献			
資金支出	13, 878	18, 394	13, 885	10, 795	56, 951
業務活動による支出	12, 496	17, 739	13, 311	10, 795	54, 341
投資活動による支出	1, 382	655	574	0	2, 610
資金収入	13, 878	18, 394	13, 885	10, 795	56, 951
業務活動による収入	12, 496	17, 739	13, 311	10, 795	54, 341
運営費交付金によ					
る収入	11, 539	17, 507	12, 818	9, 645	51, 509
施設利用料等収入	0	0	0	877	877
受託収入	957	232	493	274	1, 955
投資活動による収入	1, 382	655	574	0	2, 610
施設費による収入	1, 382	655	574	0	2, 610

⁽注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

別表-5

(単位:百万円)

	自然災害か	スマートで	活力ある魅		
	らいのちと	持続可能な	力的な地		
施設整備等の内容	暮らしを守	社会資本の	域・生活へ	法人共通	合計
	る国土づく	管理への貢	の貢献		
	りへの貢献	献			
・土木技術に関する調	1, 382	655	574	0	2,610
査、試験、研究及び開					
発に必要な施設・設備					
の整備					
・庁舎及び庁舎付帯設					
備等の整備					

[財源]国立研究開発法人土木研究所施設整備費補助金

別紙

「運営費交付金の算定ルール」

運営費交付金 = 人件費 + 一般管理費 + 業務経費 - 自己収入

- 1. 人件費 = 当年度人件費相当額 + 前年度給与改定分等
- (1)当年度人件費相当額=基準給与総額±新陳代謝所要額+退職手当所要額 (イ)基準給与総額

令和4年度・・・所要額を積み上げ積算

令和5年度以降・・・前年度人件費相当額-前年度退職手当所要額

(口) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額(予定)の当年度分+前年度新規採用者給与総額 のうち平年度化額-前年度退職者の給与総額のうち平年度化額-当年度 退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当所要額

当年度に退職が想定される人員ごとに積算

(2) 前年度給与改定分等(令和5年度以降適用)

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費 の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額(所要額計上経費及び特殊要因を除く)×一般管理費の効率化係数(α)×消費者物価指数(γ)+当年度の所要額計上経費 土特殊要因

3. 業務経費

前年度研究経費相当額(所要額計上経費及び特殊要因を除く)×業務経費の効率化係数(β)×消費者物価指数(γ)×政策係数(δ)+当年度の所要額計上経費 生特殊要因

4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数 (α):毎年度の予算編成過程において決定 業務経費の効率化係数 (β):毎年度の予算編成過程において決定 消費者物価指数 (γ):毎年度の予算編成過程において決定 政策係数(δ):法人の研究進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズへの 対応の必要性、主務大臣による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編 成過程において決定

所要額計上経費:公租公課等の所要額計上を必要とする経費 特殊要因:法令改正等に伴い必要となる措置、現時点で予測不可能な事由 により、特定の年度に一時的に発生する資金需要に応じ計上

[注記] 前提条件:

一般管理費の効率化係数 (α) : 中長期計画期間中は 0. 97として推計業務経費の効率化係数 (β) : 中長期計画期間中は 0. 99として推計消費者物価指数 (γ) : 中長期計画期間中は 1. 00として推計政策係数 (δ) : 中長期計画期間中は 1. 00として勘定人件費 (2) 前年度給与改定分等: 中長期計画期間中は 0として推計特殊要因: 中長期計画期間中は 0とする。

令和4年度の国立研究開発法人土木研究所の業務運営に関する計画

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の8で準用する同法第31条の規定に基づき、国土交通大臣及び農林水産大臣から指示を受けた令和4年4月1日から令和10年3月31日までの6年間における国立研究開発法人土木研究所(以下「土研」という。)の中長期目標を達成するための計画(以下「中長期計画」という。)に基づいた令和4年度の土研の業務運営に関する計画(以下「年度計画」という。)を以下のとおり定める。

土研は、国土交通省等との人事交流や現場への技術支援等の活動を通じて専門家を育て、現場のニーズを的確に把握し、研究開発した成果は速やかに社会実装につなげ、さらに成果の普及を図ってきた。また水災害・リスクマネジメント国際センター(ICHARM)のネットワークを利用するなどして国際貢献を行ってきている。

土研を取り巻く環境の変化としては、自然災害の激甚化・頻発化、老朽化の進行によるインフラ機能低下の加速、持続可能で暮らしやすい地域社会・地方創生の実現、地球温暖化等の環境問題、生産年齢人口の急激な減少、急速に進化するデジタル技術、働き方の変革などが挙げられる。

土研のミッションは、研究開発成果の最大化、すなわち、国民の生活、経済、文化の健全な発展その他の公益に資する研究開発成果の創出を国全体として「最大化」するという国立研究開発法人の第一目的を踏まえ、研究開発成果の社会への還元等を通じて、良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に貢献し、国土交通政策及び北海道開発行政に係る農水産業振興に関するその任務を的確に遂行することとする。土研はこのミッションを果たすため、国土交通省の地方整備局及び北海道開発局等の事業と密接に連携を図る。

具体的には、2050 年カーボンニュートラルに向けた 2030 年度の削減目標や生産年齢人口減少等の社会情勢を踏まえて、

- ①自然災害からいのちと暮らしを守る国土づくり
- ②スマートで持続可能な社会資本の管理
- ③活力ある魅力的な地域・生活

に貢献するための研究開発等に重点的・集中的に取り組むこととし、その際、国土面積の約6割を占める積雪寒冷地の良質な社会資本の効率的な整備等にも留意する。

なお、研究開発にあたっては、急速に進化するデジタル技術を活用することにより現場の飛躍的な生産性向上などに貢献することが求められているため、デジタル技術に常に関心を持ち、現場における課題の解決にその技術を積極的に活用するとともに、デジタル技術を活用した土研職員の働き方改革などの業務運営の効率化を図る。

第1章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するため にとるべき措置

土研は、国立研究開発法人土木研究所法(平成 11 年法律第 205 号)第 3 条に定められた目的を達成するため、国土交通省技術基本計画、社会資本整備重点計画、防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策、国土形成計画、北海道総合開発計画等の科学技術に関する計画等を踏まえるとともに、土木技術に対する社会的要請、国民のニーズ及び国際的なニーズを的確に受け止め、国が自ら主体となって直接に実施する必要はないもののうち、民間の主体に委ねた場合には

必ずしも実施されないおそれのある研究開発において、技術的問題解明や技術的解決手法等の研究開発を実施し、優れた成果の創出により社会への還元を果たす。

また、北海道開発行政に係る農水産業の振興を図る調査、試験、研究及び開発等については、食料・農業・農村基本計画、水産基本計画、みどりの食料システム戦略を踏まえ実施する。

土研は、上記に示す法人の役割や法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、将来も見据えつつ社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するため、1. (1)~(3)に示す研究開発を一定の事業のまとまりと捉えて推進し、評価を行う。研究開発を進めるにあたっては、組織横断的・分野横断的に柔軟に取り組む。なお、新たな課題が生じた場合には、これらに係る研究開発への取組も同様とする。

その際、解決すべき政策課題ごとに、研究開発課題及び必要に応じ技術の指導や成果の普及等の研究開発以外の手段のまとまりによる研究開発プログラムを構成して、効果的かつ効率的に進める。研究開発プログラムは、別表-1に示すものとし、社会的要請の変化等を踏まえ、必要に応じてその内容を見直すなど柔軟な対応を図る。

併せて、研究開発成果の最大化のため、PDCA サイクルの推進を図り、研究開発成果の普及や国の技術的基準策定における活用状況等の把握を行う。

1. 研究開発

(1)自然災害からいのちと暮らしを守る国土づくりへの貢献

気候変動等の影響により、自然災害の外力が増大し激甚化しているとともに、自然災害の発生が頻発化していることから、災害予測技術の開発、大規模な外力に粘り強く耐える施設の開発など、新たな技術的課題へ即応するための技術の研究開発等に取り組む。

(2)スマートで持続可能な社会資本の管理への貢献

インフラの老朽化に伴う機能低下の加速や生産年齢人口の減少に伴うインフラ管理の現場の担い手不足の対応として、3次元データやAI等のデジタル技術を活用し、予防保全型メンテナンスへの転換、建設現場の生産性向上を推進するなど、現場の働き方を飛躍的に変革するため、より効率的な施設の管理に関する技術の研究開発に取り組む。また、取組にあたっては、インフラによる新たな価値を創造し、インフラの持続可能性を高めることに配慮する。

(3)活力ある魅力的な地域・生活への貢献

心豊かで暮らしやすい地域社会の実現及び生活の質の向上に向け、活力ある魅力的な地域・生活を形成する必要がある。そのために、気候変動の適応策の推進、カーボンニュートラルに貢献する技術開発、美しい景観整備、収益力を支える農業水産基盤の整備・保全等に向けた技術の研究開発等に取り組む。

2. 成果の最大化に向けた取組

研究開発の実施にあたっては、次に述べる技術的支援、研究開発成果の普及、国際貢献、他機関との連携の各事項に取り組み、研究開発成果の最大化を図る。この際、進化するデジタル技術を活用し、より効率的・効果的に取り組む。

(1)技術的支援

国や地方公共団体等における災害その他の技術的課題への対応のため、職員の派遣等により、 技術的支援を積極的に展開するとともに、その実績を蓄積し活用する等、以下の取組を推進する。 なお、近年発生している広域多発的な激甚災害は、今後もその発生が懸念されているため、限 られた専門家で効率的に技術的支援を行う必要があることから、現場の詳細な映像等の大容量データを高速で通信するハードウェア・ソフトウェアの設備の充実を図ることで、遠隔で技術指導を行うことを可能とする。このことにより、平常時の技術的支援を含めて、多くの現場を対象に迅速な技術的支援を行う。

また、国や地方公共団体が設置する委員会・検討会、研修等については、要請に基づき職員を派遣し、技術的支援を行うとともに、技術者の育成を図り、技術力の向上に寄与する。

• 災害派遣

国立研究開発法人土木研究所法(平成11年法律第205号)第15条による国土交通大臣の指示があった場合または必要と判断した場合は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)に基づき定める防災業務計画に従い土木研究所緊急災害対策派遣隊(土木研究所TEC-FORCE)を派遣する等、技術的支援を積極的に展開する。

• 平常時支援

技術指導規程に基づき、良質な社会資本の効率的な整備や土木技術の向上、北海道の開発の推進等の観点から適切と認められるものについて、積極的に技術的支援を実施する。

また、技術的支援を通じて積極的に外部への技術移転を行うとともに、地方整備局等の各技術分野の技術者とのネットワークを活用して、関連する技術情報等を適切な形で提供する。

さらに、地方整備局等から事業実施上の技術的課題の解決のために必要となる試験研究を受託 し、確実に実施する。

(2)研究開発成果の普及

研究開発成果の社会実装を推進するため、技術基準類への反映や学術誌等による成果普及を図るとともに、デジタル技術を活用した講演会、説明会等による一層の成果普及を図るものとし、以下の取組を推進する。

・研究開発成果の技術基準類への反映による社会実装

研究開発成果については、土木研究所報告や土木研究所資料、共同研究報告書、寒地土木研究所月報、技術基準類を補足するガイドライン・マニュアル等をはじめとする各種の技術資料や出版物としてとりまとめることで、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定、国、地方公共団体、民間等が行う建設事業等への活用につなげる。

・学術誌等による成果普及

研究開発成果については、国内外の学術誌等への論文発表、関係学協会での発表を行い普及に 努める。また、現場技術者向けの技術誌を通じた成果の普及や広く情報発信が可能なインターネット等を活用した成果の普及は、効果的に実施できることから積極的に行い、成果の普及促進を 図る。

・講演会、説明会等による普及

国や地方公共団体の職員等を対象とした講演会、技術展示会、研究開発成果に関する説明会、 講習会については、デジタル技術を活用することでより幅広い対象に視覚的に理解しやすい形で 実施し、土研が培った技術や経験・ノウハウを広く展開し、我が国の土木分野における技術力の 向上を図る。

これらの実施にあたっては、遠隔地からの参加を促すために Web 配信などのデジタル技術を活用し、地方公共団体をはじめ、より幅広い対象に分かりやすい情報提供を行う。

具体的には、土木研究所講演会、寒地土木研究所講演会、CAESAR 講演会、iMaRRC 講演会(セミナー)を実施する。また、技術展示会として新技術ショーケースや、積雪寒冷環境に対応可能な土木技術等に関する研究開発成果の全国への普及を見据えた新技術説明会を開催する。

さらに、北海道開発局等と連携して産学官の技術者の交流及び連携を図るフォーラムや現地講習会等を開催し、社会資本整備に関する技術力の向上及び技術の継承に貢献する。

土木研究所の100周年に関して、記念誌の発行等の普及活動を行う。

また、科学技術週間(4月)、国土交通 Day(7月)、土木の日(11月)等の行事の一環等により、一般市民を対象とした構内研究施設の一般公開を実施するとともに、その他の構外施設等についても随時一般市民に公開するよう努める。さらに、ウェブページ上で一般市民向けに、研究活動・成果を分かりやすく紹介する情報発信を行う。

・その他の手段を活用した成果の普及

研究開発成果を効果的に普及するため、重点的に普及を図るべき技術を選定し、新技術ショーケース等による普及活動や現場の技術者との意見交換会を展開する。また、知的財産権の活用を促すための活動も同様に展開する。

さらに、研究開発成果の普及にあたって民間の知見等を活かす際には、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)に基づき、出資並びに人的及び技術的援助の手段の活用を図るべく、適切に案件を見極め、その援助の手段について検討を進める。また、出資等を行う体制については、必要に応じて見直す。

(3)国際貢献

研究開発成果の国際的な普及・技術移転や水災害・リスクマネジメント国際センター (ICHARM) による貢献を果たすため、以下の取組を推進する。

・研究開発成果の国際的な普及・技術移転

土木技術を活かした国際貢献については、国際標準化機構(ISO)の国際委員会等において、国内技術の動向と整合した国際規格が作成されるよう活動を行い、技術移転など成果の国際的な普及に戦略的に取り組み、我が国の企業の国際競争力強化を支援する。

また、国や地域の状況に応じて、我が国特有の自然条件や地理的条件等の下で培った土木技術を活用し、アジアをはじめとした世界各国の社会資本の整備・管理への国際貢献を目指す。このため、科学技術協力協定等に基づいて海外の研究機関等との共同研究・研究協力を行い成果の質の向上を図るとともに、国際会議等にも積極的に参画し技術の普及促進を図る。

その際、国際協力機構(JICA)の課題別研修事業における研修員を積極的に受け入れ、社会資本の整備・管理を担う諸外国の人材育成に取り組む。

さらに、国土交通省、国際協力機構(JICA)、外国機関等からの派遣要請に応じ、諸外国での水 災害、土砂災害、地震災害等からの復旧に資する的確な助言や各種調査・指導を行う。

・水災害・リスクマネジメント国際センター (ICHARM) による貢献

水災害・リスクマネジメント国際センター (ICHARM) においては、世界の水関連災害の防止・ 軽減に貢献するため、水災害関連のリスクマネジメントに関する研究開発・能力育成・国際的な 情報ネットワークの構築を一体的に推進する。

研究開発については、水災害関連分野のハザード及びリスクに関する調査・分析・評価技術の 向上を図るともに、ユネスコ等の国際機関のプロジェクトに参画し、得られた研究成果の活用や 普及を図る。

能力育成については、政策研究大学院大学と国際協力機構との連携のもと、修士課程、博士課

程を実施する。また、新規短期研修の検討や帰国研修生に対するフォローアップ活動を実施する。 また、国際的な情報ネットワークについては、アジア・太平洋水サミットへの参画、ICFM9の 主催、国際洪水イニシアチブによる活動などを各関係機関と連携して推進し、さらに強化することで、防災の主流化に向けて総合的に取り組む。

(4)他機関との連携

我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、以下の取組を推進する。

・共同研究及び人的交流による連携

産学官連携によるイノベーションについては、様々な分野の機関との連携を推進することなどを通じて、民間企業等において新たに開発された技術の活用及び普及の促進により、建設現場にイノベーションをもたらし、生産性向上や労働力不足等に対応するとともに、品質や安全性の飛躍的な向上等が期待される。このため、現場における研究課題の解決に向けて、国内外の他分野も含めた幅広い知見を取り入れるため大学や民間企業等と適切な連携・人的交流を行う。具体的には、個々の研究開発の特性に応じ、効果的かつ効率的な研究開発に資する共同研究を積極的に実施する。なお、共同研究の実施においては実施方法・役割分担等について充分な検討を行い、適切な実施体制を選定する。

また、研究員の招へい、交流研究員制度に基づく積極的な受け入れを行うとともに、在外研究員派遣制度に基づき土研の職員を海外に派遣する。

さらに、統一規格の提案に向けた取組を開始するなどにより、民間企業の研究開発促進や、開発した技術を現場で適用する環境の整備を図る。

その他の連携

国土交通省が進める公共工事等における新技術活用システムに対し、土研内に新技術活用評価 委員会等の体制を整備し、適切な支援を行うこと等により積極的に貢献する。

研究開発にあたっては国土交通省等の現場をフィールドとし、現地・現場調査を積極的に行い、現場における適用性や課題を把握する。また、研究機関等と適切な連携を図り、国の保有するデータを活用し、研究開発を推進する。

外部資金の獲得に関しては、社会的な要請が高い政府の競争的資金など、土研の役割に即した資金の積極的獲得に取り組む。

また、研究開発成果の最大化をさらに推進するために、大学や民間企業等と適切な連携を行う。 具体的には、研究開発の特性に応じ、研究協力の積極的な実施を行うとともに、政府出資金を活用した委託研究については、採択した研究課題を着実に進捗管理し、次の公募について検討する。

第2章 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 業務改善の取組に関する事項

効率的な業務運営を図るため、次の(1)と(2)に掲げる取組を推進する。なお、目標管理・評価の仕組みを徹底するという独立行政法人制度改革の趣旨を踏まえ、前章1.(1)から(3)までに掲げる事項ごとに情報公開を行い、法人運営の透明性の確保を図る。

(1)効率的な組織運営

1)組織体制の整備・充実、柔軟な組織運営

土木技術に係る我が国の中核的な研究拠点として、質の高い研究開発成果を上げ、その普及を

図ることによる社会への還元等を通じて、良質な社会資本の効率的な整備等の推進に貢献するという役割を引き続き果たすために、必要な組織体制の整備、充実を図るとともに、研究ニーズの高度化・多様化、デジタル技術の進化等の変化に機動的に対応し得るよう、研究開発プログラムに応じ必要な研究者を編制するなど柔軟な組織運営を行う。

また、所内に横断的に組織した研究支援部門により、外部研究機関との共同研究開発等の連携、 特許等知的財産権の取得・活用、新技術をはじめとする研究開発成果の普及促進、国土交通省が 進める国際標準化、国際交流連携及び国際支援活動の推進等について効率的に実施する。

2)財務、契約等の取組

運営費交付金を充当し行う業務については、所要額計上経費及び特殊要因を除き、以下のとおりとする。

一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について、前年度の予算額に対して3%を削減する。また、業務経費のうち業務運営の効率化に係る額について、前年度の予算額に対して1%を削減する。

独立行政法人会計基準(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定)等に基づき、 運営費交付金の会計処理を適切に行う体制を整備し、業務達成基準により収益化を行う運営費交 付金に関しては、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき「令和4年度国立研究開発法人土木研究所調達等合理化計画」を策定し着実に取り組むこと等により、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。

随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成 26 年 10 月 1 日付け 総管査第 284 号総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

また、契約に関する情報をウェブページにおいて公表し、契約の透明性を確保する。

さらに、国立研究開発法人建築研究所等との共同調達の実施等により、業務の効率化を図る。

受益者の負担を適正なものとする観点から、技術指導料等の料金の算定基準の適切な設定に引き続き努める。

寄附金については、ウェブページでの案内等により受け入れの拡大に努める。

(2)PDCA サイクルの徹底(研究評価の的確な実施)

研究開発の成果については評価軸に沿って総合的に評価を行い、その際、長期性、不確実性、 予見不可能性、専門性等の研究開発の特性等に十分配慮する。

研究開発の評価については、土研内部の役職員による内部評価委員会と外部の学識経験者による外部評価委員会により行うこととし、これらの研究評価結果を踏まえた上で、取組状況を適切に分析・評価し、必要に応じて取組の方向性等を見直す。

なお、研究評価の結果は外部からの検証が可能となるようウェブページにて公表する。

令和4年度においては、研究開発プログラムの令和3年度の成果・取組に関する年度評価、第4期中長期目標期間中の成果・取組に関する終了時評価、および令和5年度の研究開発に関する 事前の評価を実施する。

2. 働き方改革に関する事項

働き方改革については、年次休暇の取得促進及び時間外勤務の縮減に取り組むとともに、フレックス制度や新たに導入したテレワーク制度を活用し、時差を伴う海外と行う Web 会議等にも対応できるようにするなど、柔軟な勤務形態を取り入れる。また、事務手続の簡素化・迅速化・効

率化を図るため、経済性を勘案しつつ、会議でのタブレット活用によるペーパーレス化や電子入 札の導入など、業務の電子化推進に努める。

このほか、職員から報告・提案のあった業務改善については、検討会等で共有することにより、 事務処理の簡素・合理化の普及・啓発を図り、業務の一層の効率的執行を促進する。

また、オンラインによる業務打合せや会議参加等による職員の負担軽減のみならず、遠隔で技術指導を行うためのハードウェア・ソフトウェアの設備を充実させ、遠隔の技術指導のノウハウを蓄積して、これまで以上の質を担保した上で技術指導を行うとともに、出張等にかかる移動時間を大幅に省くことで、職員の働き方改革の推進を図る。

第3章 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画

(1)予算

別表ー2のとおり

(2)収支計画

別表-3のとおり

(3)資金計画

別表-4のとおり

第4章 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度 1,500 百万円とする。

第5章 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の 処分に関する計画

なし

第6章 前章に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、 その計画

なし

第7章 剰余金の使途

剰余金が生じたときは、研究開発、研究基盤の整備充実及び出資の活用を含めた成果の普及に 使用する。

第8章 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

業務の確実な遂行のため計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮し続けることができるよう、適切な維持管理に努める。その上で、研究開発のニーズや試験装置、計測技術の進歩等に応じて、施設整備計画に基づき、整備・更新等を行う。また、大規模災害や事故などを契機として必要となる新たな研究開発に即応するため、施設の整備・更新を適時、適切に行う。なお、令和4年度中に実施する主な施設の整備・更新等は別表-5のとおりとする。

また、保有資産の有効活用を推進するため、主な施設の年間利用計画を策定した上で、外部の研究機関が利用可能な期間をウェブページで公表し、業務に支障のない範囲で外部の研究機関への貸与及び大学・民間事業者等との共同利用の促進を図る。その際、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努める。

2. 人事に関する計画

人材の確保については、第4期中長期目標期間中に開始した新たな方式による新規採用・経験者採用を引き続き積極的・計画的に実施し、人材の安定的な確保を図る。さらに、専門研究員の採用等を効果的に活用することなどを通して、土木分野に限らない多様な人材の確保を図る。

人材の育成については、国土交通行政及び事業と密接に連携した良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資する研究開発を行うため、国土交通省、農林水産省等との人事交流を計画的に行うことで、現場の感覚を併せ持ち課題を的確に把握・特定し解決する専門家として育成する。また、戦略的に活用を図り、土研の中核である土木技術の専門家集団を社会資本整備・管理に係る専門家集団としてさらに強化する。

なお、人材の確保・育成にあたっては、「人材活用等に関する方針」に基づき取り組むとともに、 短期インターンシップの実施などのリクルート活動の工夫や女性の活躍を推進するための環境整備、多様な働き方の活用を図る。

その際、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)に基づき、男女共同参画社会の形成に寄与するよう女性活躍推進行動計画を推進する。

さらに、若手職員の育成プログラムなどにより若手職員をはじめとした職員の能力向上を図りつつ、人事評価システムにより、職員個々に対する評価を行い、職員の意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図る。

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証する。また、検証結果を踏まえ、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程の改定を行うとともに、研究開発業務の特性等を踏まえた柔軟な取扱いを可能とする。なお、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果を公表する。

3. 国立研究開発法人土木研究所法第 14 条に規定する積立金の使途

第4期中長期目標期間中からの繰越積立金は、自己収入財源で取得し、第5期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。

4. その他

(1)内部統制に関する事項

「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成 26 年 11 月 28 日付け総管査第 322 号総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を

確実に行い、内部統制の推進を図る。

研究開発等については、研究評価の取組により定期的な点検を実施し、その結果を踏まえた資源配分の見直し等を行う。

理事長のリーダーシップの下で、自主的・戦略的な運営や適切なガバナンスが行われ、研究開発成果の最大化等が図られるよう、理事長の命令・指示の適切な実行を確保するための仕組み等による統制活動を推進する。また、土研の重要決定事項等の情報が職員に正しく周知されるよう幹部会をはじめとする会議を定期的に開催するなど、情報伝達を徹底する。

(2)リスク管理体制に関する事項

業務実施の障害となる要因の分析等を行い、当該リスクへの適切な対応を図る。

(3)コンプライアンスに関する事項

研修等における講義等の実施、コンプライアンス講習会の開催、コンプライアンスミーティングの実施、コンプライアンス携帯カードの配布、コンプライアンス関する情報の発信等により職員へのコンプライアンス意識の浸透を図る。

また、研究不正への対応は、研究開発活動の信頼性確保、科学技術の健全な発展等の観点からも極めて重要な課題であるため、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等を参考に、職員の更なる意識浸透や不正行為防止を図る取組を実施するとともに、意識浸透状況の検証を行い、必要に応じて規程の見直しを行うなど組織として取り組む。なお、万が一研究不正が発生した場合には厳正に対応する。

(4)情報公開、個人情報保護に関する事項

適正な業務運営を確保し、かつ、社会に対する説明責任を確保するため、適切かつ積極的に広報活動及び情報公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進する。具体的には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)に基づき、組織、業務及び財務に関する基礎的な情報並びにこれらについての評価及び監査に関する情報等をホームページで公開するなど適切に対応するとともに、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき、保有する個人情報を適正に管理する。

(5)情報セキュリティ、情報システムの整備・管理に関する事項

情報セキュリティについては、情報化の進展に伴い、機密情報の流出などの情報セキュリティインシデントを未然に防ぐ必要があることから、情報セキュリティ委員会の開催等の体制の充実を図るなど必要な対策を講じる。また、不正アクセスなどの脅威を念頭に、セキュリティポリシーの見直しや、e-ラーニング及び情報セキュリティ対策の自己点検の実施により職員の情報セキュリティに関する知識向上を図る。

また、情報システムの整備・管理については、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則って適切に対応する。

(6)保有資産管理に関する事項

保有資産管理については、保有資産の必要性について内部監査等において重点的に点検するとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って不断に見直しを行い、見直し結果を踏まえて、土研が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行う。

(7)知的財産の確保・管理に関する事項

知的財産の確保・管理については、土木研究所知的財産ポリシーに基づき、知的財産を保有する目的を明確にして、必要な権利の確実な取得や不要な権利の削減による保有コストの低減に努める等適切な維持管理を図る。また、研究開発の成果やこれにより得られた知見については、職務発明規程や研究成果物規程等に則りつつ、適正なマネジメントの下での公表の方法や出資の活用について事例収集を進め、積極的に普及活動に取り組み知的財産の活用促進を図る。

なお、研究開発成果については、電子データベースの整備を行い、外部から土研の成果を利活 用しやすいように蓄積した上で、ウェブページ上で公開する。

さらに、知的財産権の活用状況等を把握し、新技術ショーケースでの技術情報の提供等をはじめ、各権利の効果的な普及活動等の活用促進方策を積極的に行うことにより、知的財産権の実施料等の収入の確保を図る。

(8)技術流出防止対策に関する事項

安全保障に関する技術の提供については、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)の輸出者等遵守基準を定める省令(平成21年経済産業省令第60号)に基づいて定めた所内規程に基づき輸出管理審査の体制整備を行い、技術の流出防止を図る。また必要に応じて同規程の見直しを行う。

(9)安全管理、環境保全・災害対策に関する事項

防災業務計画を適時適切に見直すとともに、防災業務計画に基づいて適切に対応する。また、 災害派遣時を含め、職員の安全確保に努める。また、国等による環境物品等の調達の推進等に関 する法律(平成12年法律第100号)に基づき、環境負荷の低減に資する物品調達等を推進する。

別表-1

目標とする研究開発成果	令和4年度の主な実施内容	令和4年度の主な成果
1. 自然災害からいのちと暮	らしを守る国土づくりへの貢献	
(1)水災害の激甚化に対する流域治水の推進技術の開発		
将来の洪水等水災害外力の	・GCM に複数の力学的ダウ	・力学的ダウンスケーリン
想定技術の開発・高度化	ンスケーリング方法およ	グ等の手法の違いによる
	びバイアス補正方法を適	将来予測結果の不確実性
	用し、将来降雨の推計結果	の評価。
	に関する感度分析の実施。	
流域治水による取り組みを	・流域貯留施設、田畑等土地	・WEB-RRI モデルと水田
的確に評価・実現する手法	利用による流域治水機能	モデルの結合。
の構築	の評価を目的とした水循	
	環モデルの開発。	
	・アンサンブル予測を活用	・WEB-DHM モデルとダム
	したダム効率管理システ	操作モジュールの結合。
	ムの開発と評価。	
適切な洪水氾濫リスク評価	・浮遊砂式・掃流砂式等の選	・浮遊砂式・掃流砂式等の選
手法の開発	択とパラメータ設定に関	択とパラメータ設定に関
	する検討。	する現象再現性や不確実
		性の把握。
水災害に対する社会の強靭	・越水対策や浸透対策を施	・土の状態(土質、密度等)
化を図る技術開発	した堤防の越水侵食や浸	が越水侵食形状に及ぼす
	透に関する水理模型実験	影響や対策時の破壊モー
	の実施。	ドの把握。
	・浸透被災箇所での調査や	・浸透被災メカニズムの解
	被災事例を対象とした解	明と類型化、漏水対策の
	析。	進行性を考慮した効果発
		現機構の把握。
		・法面被覆工下からの土砂
		吸い出し抑制及び表法面
		における堤防強化のため
		の重要要素の抽出。
(2) 顕在化した土砂災害への	リスク低減技術の開発	
顕在化した土砂災害の危険	・土石流観測データを整理・	・土石流解析モデルの精度
箇所抽出手法の開発	分析し、土石流解析モデル	検証に用いる土石流観測
	の改良を検討するととも	データの整理および並列

	人们在左右,这点比上去	A for A for the control in the contr
目標とする研究開発成果	令和4年度の主な実施内容	令和4年度の主な成果
	に、高速計算のための並列	計算システムの基本的な
	計算システムの概要を検	仕様のとりまとめ。
	討。	
	・崩壊性地すべりの事例収	・崩壊性地すべりの発生形
	集・分析による類型化の検	態、および地形・地質的特
	討を実施。	徴の把握。
	・UAV による雪崩の三次元	・雪崩発生範囲と堆積範囲
	データの取得と発生域・堆	の把握、雪崩発生の危険
	積域の分析。	性が高い範囲の特徴の把
		握。
	・広範囲の落石発生斜面を	・広範囲の落石発生斜面に
	もれなく調査するために、	対する UAV 自動航路撮
	背景差分法が適用可能と	影の設定条件の把握。
	なるような、斜面形状に応	
	じた UAV の航路設定及び	
	撮影間隔等を検討。	
緊急対応を迅速化するハザ	・崩壊性地すべり事例にお	・崩壊性地すべりの移動土
ードエリア設定技術の開発	ける移動土塊シミュレー	塊の長距離移動に関与す
	ションを試行。	るパラメータの把握。
高エネルギーの落石等に対	・落石防護施設の設計手法	・落石対策工の種類や落石
応した事前対策工の評価技	への数値解析の活用状況	規模等に応じた数値解析
術の構築	及び課題を整理。	の活用状況及び課題の把
		握。
(3) 極端化する雪氷災害に対	応する 防災・減災技術の開発	
極端気象時の冬期道路管理	・道路管理者へのヒアリン	・暴風雪時の通行規制の判
 判断支援技術の開発	グ、道路構造、風向と視程	断に必要な情報、道路構
	の関係性分析のための観	造と風向が視程に及ぼす
	測を実施。	傾向の把握。
	・雨水や融雪水の積雪内移	・積雪や地盤への水の浸透
	動過程と地盤浸透過程に	過程に影響する積雪特性
	関する現地調査、過去の雪	と地盤物性、雨量や融雪
	崩災害事例の分析を実施。	量等に基づく雪崩発生の
		傾向の把握。
	・過去の暴風雪・大雪災害の	・過去の暴風雪・大雪災害の
	デジタルアーカイブ作成	デジタルアーカイブのフ
	のため、文献調査・ヒアリ	ォーマット設計案の提
	ZICZY AIIMPIE	4 / 一級田未り施

目標とする研究開発成果	令和4年度の主な実施内容	令和4年度の主な成果
H M C 7 G WINGHINGTON	ング、フォーマットの設計	示。
	を実施。	/1.0
 	・吹きだまり等を再現可能	・吹きだまり等の再現性の
施設の性能評価と防雪機能	な数値シミュレーション	高い数値シミュレーショ
確保技術の開発	に関する調査、ベンチマー	ンの基本構造の把握、ベ
	クデータ取得のための屋	ンチマークデータの素案
	外試験と風洞実験を実施。	の提示。
	・防雪林に求められる要求	・防雪林に求められる要求
	性能、新たな樹種構成、複	性能、新たな樹種構成、複
	合的な施設配置に関する	合的な施設配置に関する
	資料調査、現地調査等を実	調査整理結果、冬期観測
	施。	計画案の提示。
	・沿岸構造物への海氷の作	・実海氷の規模・荷重(過去
津波防災・減災技術の構築	用機構を検証するための	のデータ含む)、沿岸構造
	現地調査や基礎的な実験	物の配置・諸元等の把握、
	を実施。	ならびに構造物への海氷
		の挙動形態の基本特性の
		把握。
(4)大規模地震に対するインス	フラ施設の機能確保技術の開発	
橋梁の機能確保のための耐	・既往事例の応急復旧まで	・復旧不要または早期機能
震技術の開発	の手順や所要時間、条件等	回復が可能な構造の特性
	の分析と応急復旧が不要・	や構造条件の把握。
	早期機能回復が可能な構	
	造条件の検討。	
	・既存実験や新規実験を基	・耐力階層化を評価する際
	に橋梁各部材の材料諸元	の材料構成則のばらつき
	と終局までの荷重変位曲	影響による耐力推定精度
	線の関係を分析。	を把握。
	・増し杭補強した既設道路	・増し杭補強した既設道路
	橋杭基礎の限界状態の検	橋の限界状態に関する基
	討のため模型実験等を実	礎データの取得。
	施。	
	・地盤強化系工法の抵抗特	・地盤強化系工法の水平抵
	性に関する検討。	抗に関する基礎データの
		取得。
土工構造物の機能確保のた	・盛土の既往の地震被災事	・盛土の被災パターンの分

目標とする研究開発成果	令和4年度の主な実施内容	令和 4 年度の主な成果
めの耐震技術の開発	例や関係する基礎資料の	類とその被災要因の明確
	分析。	化。
	・谷埋め高盛土や泥炭性軟	・谷埋め高盛土の水位、盛土
	弱地盤上盛土の動的遠心	材料、地形的条件、泥炭性
	模型実験、数値解析の実	軟弱地盤の地震時応答特
	施。	性が盛土の変状に及ぼす
		影響の把握。
	・写真測量を組み合わせた	・傾斜地における調査効率
	電気探査による高盛土の	を向上させる電極設置位
	調査の実施。	置の簡易測量手法の開
		発。
	・泥炭性軟弱地盤上の盛土	・泥炭性軟弱地盤における
	の物理探査(表面波探査)	物理探査 (表面波探査) の
	の実施。	適用性把握。
	・打設深度の浅い電気探査	・浅部地盤の水分率分布の
	用電極を用いた盛土調査	把握精度を向上させる浅
	の実施。	部地盤用電極の試作。
	・地震に対する河川堤防の	・河川堤防の地震被害特性
	弱点箇所抽出方法の検討。	に対する地盤増幅特性の
	44/MED//14EE// 124440	影響の把握。
	・河川堤防の低コストな耐	・低コスト化に向けた耐震
	震対策技術の開発。	対策工法の評価手法の整
	JAC / 4 / 1013/240	理。
 耐震性能評価のための精度	・多様な土質に対する合理	・密度、粒度、年代効果の異
の高い液状化予測技術の開	的な液状化の判定法の検	なる砂質土や北海道火山
発	計。	灰質粗粒土の変形特性を
	H10	踏まえた新たな液状化判
		定基準に必要な素因の把
		握。
	・液状化予測のための調査	・振動式コーンの適用拡大
	技術の検討。	に向けた機器の改良、お
	12年2月27日10	よび、せん断波速度によ
		る液状化強度比評価方法
		の多種の火山灰質粗粒土
		への適用性の把握。
		この週用性の10推。

- 2. スマートで持続可能な社会資本の管理への貢献
- (5) 気候変動下における継続的な流域及び河道の監視・管理技術の開発

新技術を活用した流域・河 道等の監視・評価技術の開 発

- ・電波式流速水位計と ADCP(超音波式ドップラ ー流速計)を用いた表面及 び水中流速の自動計測手 法に関する現地での実証 実験。
- ・浮遊土砂量の効率的な計 測に向けたマルチスペク トルカメラや濁度計等を 用いた土砂濃度の現地計 測の実施。
- ・無人航空機による通年で の空間基盤情報取得手法 の検討及び現地試験。
- ・河川・水辺の国勢調査の主 に魚類および鳥類を対象 とした河川環境の現況評 価。
- ・土地利用等の広域情報に基づく流域環境情報基盤の試作・精度検証。
- ・河道内の樹木を検出する ための3次元点群解析技 術等の構築。

- ・主に荒天時における電波 式流速水位計及び ADCP での有効計測範囲の把 握。
- ・マルチスペクトルカメラ による高精度な土砂濃度 推定手法の提案。
- ・長距離河道における効率 的な空間監視手法の構築 に向けた課題の整理。
- ・ 魚類等の種・分類群の出 現、消失の判定手法の開 発。
- ・土地利用等の広域情報に 基づく流域環境情報基盤 のプロトタイプの開発。
- ・流下能力を評価する際の 基礎情報となる樹木の繁 茂状況と体積の単木単位 の把握手法の提案。

外力増大と多様な流況に対応できる河道・河川構造物の設計技術の開発

- ・河道掘削後に土砂堆積が 起こり難い河道形状を検 討するための平面 2 次元 河床変動数値計算モデル の開発と計算の高速化。
- ・経年的摩耗から加速度的 な損傷拡大に至る様々な 粒径の土砂・礫による流 下・衝突現象の実験および 数値解析による再現。
- ・河道形状、流量特性と土砂 堆積との関係を多角的に 分析するための高速計算 技術の構築。
- ・土砂流下における粒径・流速・土砂量のコンクリート構造物に対する損傷形態・損傷量の数値予測モデルの試作。

目標とする研究開発成果	令和4年度の主な実施内容	令和4年度の主な成果
河道・河川構造物の予防保	・水理模型実験および数値	・河道の側方侵食が大規模
全型維持管理技術の開発	実験を通じた、多様な流量	化する条件の把握。
	条件下での河道の側方侵	
	食現象のメカニズムの分	
	析。	
	・AI 等を活用した画像判別	・AI 等を活用した流路位置
	技術による航空写真から	判別手法の基本設計とプ
	流路位置を効率的にデー	ロトタイプの開発。
	タ化する技術の検討。	
	・河川構造物の重大な損傷	・礫等の衝突に伴う損傷に
	に繋がる礫等の衝突に伴	対する既存計測手法の評
	う損傷の迅速な計測手法	価と効率化事項の抽出。
	の検討。	
(6) 社会インフラの長寿命・	信頼性向上を目指した更新・親	f設に関する研究開発
新たに解明した破損・損傷	・補強土壁について、国内外	・補強土壁の設計において
メカニズムに対応した構造	の技術基準類、変状事例、	考慮すべき状態を把握す
物の更新・新設技術の開発	既往の載荷試験結果等を	るために過去の変状事例
	収集、分析し、補強土壁の	を整理。
	設計において考慮すべき	
	状態の整理。	
	・早期劣化した舗装構造の	・供用中の舗装の構造性能
	再現実験や浸水状況の調	の指標の提案および浸水
	査等を行い、舗装の構造性	リスクと調査法の提案。
	能の評価と修繕断面設計	
	に関する手法の検討。	
	 ・下水道防食材料及び下水	・下水道防食材料及び下水
	 道管きょ更生材について、	道管きょ更生材につい
	 長期耐久性にかかる劣化	て、既存の劣化促進試験
	促進試験手法の検討。	手法を整理し、長期耐久
		性に関する評価方法を選
		定。
 破損・損傷の実態を考慮し	・実橋の載荷試験を行い、鋼	・鋼桁橋の活荷重に対する
た、より長寿命な構造物へ	析橋の 3 次元挙動を把握	3 次元挙動と 3 次元解析
		,, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -,
の更新・新設を実現する新	するとともに、3次元モデ	モデルによる橋の全体挙
の更新・新設を美現する新 材料・新工法の開発	するとともに、3次元モデルの解析により橋の全体	モデルによる橋の全体挙 動の再現性の把握。

目標とする研究開発成果	令和4年度の主な実施内容	令和4年度の主な成果
	手法を検討。	
	・実構造物のコンクリート	・コンクリートの初期欠陥
	の初期欠陥と品質を調査	と品質の把握、およびス
	するとともに、スランプ保	ランプ保持型混和剤を用
	持型混和剤を用いたコン	いたコンクリートの基本
	クリートの基本性状につ	性状の確認。
	いての実験を実施。	工・小人・2 年中心。
	・融雪期の土工構造物被災	・融雪期における土工構造
	事例等の収集及び現地調	物損傷の実態把握及び点
	査・計測、FEM 解析を実	検・調査・対策手法提案の
	施し、凍上や凍結、堆雪、	ための基礎データの構
	融雪等が土工構造物に及	築。
	ぼす影響を整理・分析。	术。
 地質・地盤リスクに適切に	・地形・地質・雨量等の高精	・崩壊要因に結び付く災害
対応し、計画から管理まで	度取得データ及び災害デ	箇所の地形・地質・雨量等
を見通したインフラの信頼	ータに基づいた崩壊要因 一タに基づいた崩壊要因	の特徴及び影響範囲の実
性を向上させる技術の開発	及び影響範囲を分析。	態把握。
圧を同工でもの政府の開充	・既存資料をデータベース	・土木事業における地質・地
	化し、土工構造物等のリス	盤リスクの全般的な傾向
	ク要因のリスト化や、把握	を把握。
	しにくいリスクの整理を	て 101年。
	実施。	
	・土工構造物〔切土、アンカ	・切十 アンカーTにおける
	一工〕を対象として調査・	地質・地盤リスクを把握。
	設計・施工・維持管理段階	他員で温ノハノとに姓。
	で想定される地質・地盤リ	
	スクを整理。	
	・事業段階毎で把握した地	・軟弱地盤を対象とした地
	質・地盤の分布や物性値を	質・地盤の不確実性の幅
	比較し、リスク要因毎の不	を把握。
	確実性の幅を整理。	で 1□ N ∓ 0
	・切土における地質・地盤リ	・地質・地盤リスクに対する
	スクの明確化(定量化)の	切土条件の影響因子の把
	ための評価指標および算	握・整理。
	定方法を検討。	<u></u> 上生。
	・アンカー工の簡易残存緊	・簡易的な残存緊張力調査
	・ノノルーエの間勿残付系	间勿りなな行系派力調宜

口無しよっ四次即攻卍田	人和 4 左座の主と実抜中穴	△和 4 左座の子→ 卍田
目標とする研究開発成果	令和4年度の主な実施内容	令和4年度の主な成果
	張力調査手法を構築。	手法の開発に向けた課題
() III II		の把握。
(7)構造物の予防保全型メン	テナンスに資する技術の開発	
適切な診断を可能とするた	・鋼橋のケーブルやケーブ	・ケーブルやケーブル定着
めに、変状を的確かつ合理	ル定着部等の状態把握が	部等の状態把握が容易で
的に捉える点検技術の開発	容易でない部材を対象に、	ない部材の点検に関する
	損傷実態の把握や点検で	課題と点検技術の要求性
	の課題抽出を行い、損傷に	能の整理。
	対する点検技術の要求性	
	能、適用条件等を検討。	
	・橋梁の RC 床版の土砂化を	・床版上面の滞水検知技術
	対象に、実橋梁を用いて電	の適用性の整理及び土砂
	磁波レーダによる床版上	化の促進要因について調
	面の滞水検知技術の適用	査方法の現状の整理。
	性を確認するとともに、土	
	砂化の促進要因について	
	調査方法を検討。	
	・コンクリート橋を対象に、	・各種塩分量調査技術の適
	コンクリート内部の塩分	用性の整理。
	量を調査するための各種	
	技術の適用性を検討。	
	・洗掘による不安定化の把	・河床低下や局所洗掘のメ
	握が容易でない橋梁基礎	カニズムの分類と点検技
	を対象に、洗掘メカニズム	術への要求事項の提案。
	を解明し、それに基づく点	2., 4.2, 4.2, 1.0
	検が可能となる3次元測	
	量等の新技術への要求事	
	項等を検討。	
	・橋梁の支承を対象に、腐食	・支承の腐食を対象に、実務
	進行のメカニズムの仮説	において支承の状態を把
	を実証し、効率的に支承の	握する効率的な方法の整
	状態を把握する方法を検	理。
	討。	- 140
 損傷メカニズムに応じた状	・橋梁の診断支援システム	・橋梁の診断支援システム
態評価と措置方針を示す診	の現場試行により課題を	について現場試行を踏ま
断技術及び支援システムの	抽出し、それに対応した改	えた適用性の整理と、抽
四127門以い又1友ンヘノムの	1田山 し、て 4いに別心 しだ以	んた週用住の登埋と、抽

目標とする研究開発成果	令和4年度の主な実施内容	令和4年度の主な成果
開発	善、システムのコアとなる	出された課題に基づく診
7476	損傷メカニズムに応じた	断支援システムの改良。
	点検、診断、措置に係る一	G1742 - 17 - 17 - 17 - 17 - 17 - 17 - 17 - 1
	連の技術情報の質的向上、	
	及び業務支援の観点から	
	システムを改良。	
	・トンネルを対象に、覆工に	・トンネル覆工に作用する
	作用する外力と変状パタ	外力とひび割れパターン
	ーンの関連性に関して数	等の整理。
	値解析等を用いて検討。	
	・樋門等河川構造物を対象	・樋門等河川構造物の診断
	に、点検結果の診断事例を	事例から分析した損傷メ
	収集し、損傷メカニズムを	カニズムの整理。
	整理・分析。	
構造物の設置環境、施工上	・鋼橋の桁端部の狭隘部等	・実橋環境下における高耐
の制約などに対応した効果	の腐食環境が厳しい部位	久性鋼材の適用性の把握
的な措置技術の開発	を対象に、高耐久性鋼材の	と構造細目の提案。
	適用性を検証し、構造細目	
	等を検討。	
	・橋梁の RC 床版の土砂化を	・補修材料を用いた潜在的
	対象に、潜在的な劣化部位	な劣化部位の回復手法の
	への措置方法を検討。	適用性の整理。
	・トンネルを対象に、既存の	・既往のトンネル変状対策
	変状対策工の不具合事例	工の不具合発生に影響を
	を収集・分析し、その力学	及ぼす要因の抽出整理。
	特性等に関する検討を実	
	施。	
	・樋門等河川構造物を対象	・樋門等河川構造物の補修
	に、補修事例を収集して既	効果の評価や補修に求め
	往の補修材料・工法の補修	られる機能の整理。
	効果を評価し、補修に求め	
	られる機能を整理。	4+ hr))
	・コンクリート構造物を対	・補修したコンクリート構
	象に、補修後の再劣化状況	造物の再劣化状況の整理
	を調査し、厳しい環境下で	及び施工上の課題の整理
	の施工性を検討。	理。

目標とする研究開発成果	令和4年度の主な実施内容	令和4年度の主な成果
	ラの効率的な維持管理技術の開	
積雪寒冷環境下のインフラ	・床版厚さ方向の変状が構	・内部ひび割れを有する床
の劣化状況の効率的調査・	造性能に与える影響を検	版の耐荷力・耐久性等の
把握手法の開発 	討。 1°11-28412日本	把握。
	・ポットホール発生状況を	・画像処理技術によってポ
	定量化する手法について	ットホールの発生状況を
	情報収集と現地調査を実 	定量化する手法の情報整
	施。	理。
	・寒冷地特有のひび割れ損	・横断ひび割れ、凍上ひび割
	傷判別技術について情報	れを深層学習により判別
	収集と現地調査を実施。	する技術の情報整理。
積雪寒冷環境下のインフラ	・統計的評価による健全度	・橋梁点検結果等に基づく
の劣化に対する精度の高い	予測に関する検討を実施。	データベース作成と統計
予測・診断技術の開発		解析による劣化要因抽出
		の試行。
	・凍結融解や凍上および路	・凍結融解や凍上に伴う支
	盤の経年変化の影響評価	持力低下の室内試験によ
	方法について室内試験に	る評価手法の把握。
	て検討。	
	・構造的な破壊箇所の点検	・舗装の構造的な破壊箇所
	診断技術について情報収	の点検診断技術に関する
	集と室内試験を実施。	情報整理。
積雪寒冷環境下のインフラ	・シリコン系止水材および	・シリコン系止水材および
の劣化に対する高耐久で効	表面含浸剤の基本性状と	表面含浸剤の基本性状と
果的な措置技術(予防・事後)	防水止水性能について室	 防水止水性能の把握。
の開発	内試験にて検討。	
, p.132 C	・ジオシンセティックス排	 ・ジオシンセティックス排
	水材等による排水および	水材等による排水および
	凍上対策効果について現	凍上対策効果の把握。
	地調査により検証。	水上/1米///木*/1G]在。
	・ポットホール抑制のため	 ・ポットホール抑制のため
	の事前対策について情報	の事前対策技術に関する
	収集および現地調査によ	情報整理。
		旧拟定任。
	り検討。	

目標とする研究開発成果	令和4年度の主な実施内容	令和4年度の主な成果
(9) 施工・管理分野の生産性向上に関する研究開発		
最先端デジタル技術を用い	・建設施工自律化研究にお	・関係企業等との意見交換
た省人化のための技術の開	ける協調領域とするべき	により、油圧ショベルに
発	計測・制御信号仕様の検討	関しての協調領域とする
	と提案、関係企業等との意	べき計測・制御信号仕様
	見交換を開始。	を整理、提案。
	・協調領域に対応した電子	・協調領域に対応した電子
	制御対応型建設機械の開	制御対応型建設機械の機
	発を行い、シミュレータの	種の拡充。
	開発を開始。	
	・近年提案されている高流	・高流動性コンクリートの
	動性のコンクリートの材	適用状況および材料分離
	料や配合などについて調	抵抗性の評価技術の現状
	査し、種々の材料分離抵抗	の把握。
	性の評価技術の適用性を	
	検討。	
	・土木機械設備の維持管理	・他分野で活用されている
	作業の省人化に寄与する	設備管理支援技術の情報
	設備構造、設備管理支援手	収集と現状把握。
	法に関する技術動向の調	・ポンプ設備の電動化に関
	査を実施。	する技術情報収集と課題
		抽出。
	・設備維持管理作業の作業	・点検作業動態把握手法の
	動態の調査と最適化の検	立案と調査体制の確立。
	討を実施。	
最先端デジタル技術を用い	・加速度応答システムなど	・加速度応答システムなど
た工程改革のための技術の	を用いて高度な生産性向	を用いて高度な生産性向
開発	上を図るための課題の整	上を図るための課題の把
	理を実施。	握。
	・衝撃加速度測定装置の電	・衝撃加速度測定装置の電
	子化(位置情報付与含む)	子化に伴う仕様の決定。
	に伴う仕様を検討。	
	・衝撃加速度測定装置を用	・衝撃加速度測定装置を用
	いた路盤の品質管理にお	いた、路盤の品質管理に

ける、課題の整理および解

決手法を検討。

おける課題に即した解決

手法の把握。

目標とする研究開発成果	令和4年度の主な実施内容	令和4年度の主な成果
	・生産性向上が可能な新た	・生産性向上が可能な新た
	な施工データ取得システ	な施工データ取得システ
	ムの調査・検討を実施。	ムの情報収集と現状把
		握。
	・動画等を用いて、コンクリ	・コンクリートの品質の変
	ートの品質の変動を確認	動を動画等により確認す
	する技術について事例を	る技術の現状の把握。
	調査し、評価精度や現場適	
	用性を検討。	
3. 活力ある魅力的な地域・	生活への貢献	
(10) 気候変動下における持続	売可能な水資源・水環境管理技	術の開発
気候変動下における河川流	・流域水文予測のためのア	・対象流域における気候予
況・水温の予測技術の開発	ンサンブル気候データを	測データを用いた降雨降
	作成し気象外力を分析。	雪量の将来変化傾向の把
		握。
	・河川流量の時空間変動を	・一級水系を対象に、流況指
	解析し、三次元地形データ	標を用いた統計的集約方
	と合わせた渇水現象の把	法による水文学的地理区
	握手法を検討。	分の把握。
河川流況・水温の変化が水	・既存データベースを用い	・河川流量減少を考慮した
資源、水環境および自然生	て流量と化学物質濃度の	化学物質の影響評価及び
態系に及ぼす影響評価・リ	関係を解析し、流量減少に	優先物質の把握。
スク評価、監視技術の開発	よる化学物質濃度への影	
	響を検討。	
	・衛星リモートセンシング、	・新規水環境モニタリング
	ドローン、定点カメラ、次	技術による効率的な水質
	世代シーケンサー等の新	保全対策の把握。
	技術について、現場適用性	
	を検討。	
水資源、水環境および自然	・各種水質センサーによる	・処理水質安定化のための
生態系を対象とした有効な	水質異常の応答特性の検	水質異常検知と対策法の
適応策の開発	討、UV-LED による消毒・	把握。
	耐性病原微生物の低減効	
	果の検討を実施。	
	・硫化水素含有貧酸素水へ	・貧酸素水中の有毒物質の
	の酸素供給および生成物	除去および未利用水の再

目標とする研究開発成果	令和4年度の主な実施内容	令和4年度の主な成果
	回収に関する装置開発お	生可能性の検証。
	よび検証実験を実施。	
	・季別運転実施時の BOD 濃	・栄養塩供給に伴う有機物
	度等の実態調査、水上ドロ	負荷量変化も含めた放流
	ーンや栄養塩センサーの	先の影響予測・評価技術
	現場への適用性の検討を	の把握。
	実施。	
(11) 地域社会を支える冬期に	道路交通サービスの提供に関す	る研究開発
先進的技術を活用した冬期	・路面画像等の収集及び深	・深層学習用路面状態デー
道路交通の信頼性確保に資	層学習を用いた路面状態	タセット構築と典型的な
する技術の開発	推定アルゴリズムの試作	状態の路面すべりやすさ
	を実施。	推定アルゴリズムを提
		案。
	・除雪等機械からの作業情	・除雪等機械からの作業情
	報等及びオペレータのヒ	報等及びオペレータのヒ
	ヤリハット情報等をリア	ヤリハット情報等をリア
	ルタイムに収集する手法	ルタイムに収集できる手
	の情報収集を実施。また、	法の整理及び VR ドライ
	VRドライビングシミュレ	ビングシミュレータのプ
	ータの基本仕様を検討。	ロトタイプの基本仕様の
		提示。
	・路側の堆雪量やトラック	・堆雪量等を簡易で連続的
	の積込状況の計測を実施。	に計測できる技術及びリ
		アルタイムに積込状況を
		判定、測定ができる技術
		の選定。
	・ロータリ除雪車の熟練オ	・ロータリ除雪車の熟練オ
	ペレータの一連の作業動	ペレータの代表的な作業
	作を分析。	動作を定量化、見える化。
	・除雪機械重要構成部品の	・除雪機械重要構成部品の
	劣化度の計測や故障発生	劣化度や故障発生状況の
	状況の調査を実施し、状態	把握及び状態監視システ
	監視システムの基本仕様	ムの基本仕様の提案。
	を検討。	
 冬期道路交通の安全性向上	・積雪寒冷地に適した SMA	・積雪寒冷地に適した SMA
に資する技術の開発	表層の転圧方法と配合設	表層の転圧方法と配合設
で見りの区間の開光	A/目が A/L / / A/L / A	20/目~74/上/月/40~11日以

目標とする研究開発成果	令和4年度の主な実施内容	令和4年度の主な成果
	計方法の試験施工を実施。	計方法の現場適用性の検
		証。
	・舗装による冬期路面対策	・舗装による冬期路面対策
	の道路管理者便益の算定	の道路管理者便益の算定
	手法の検討を実施。	手法の整理。
	・勾配区間の舗装種別の室	・勾配区間に用いる舗装の
	内検討を実施。	性能把握。
(12) 社会構造の変化に対応し	した資源・資材活用・環境負荷	低減技術の開発
地域発生資源・資材の有効	・全国における再生改質ア	・全国における再生改質ア
活用技術の開発	スファルト、混合物に関す	スファルト、混合物の普
	る情報収集および性状試	及状況、性状等の実態把
	験を実施。	握。
	・長距離輸送でも施工可能	・長距離輸送でも施工可能
	な舗装技術に関する情報	な舗装技術の実態および
	収集および性状試験を実	性状の把握。
	施。	
	・積雪寒冷地における品質	・積雪寒冷地における品質
	低下した再生骨材等の情	低下した再生骨材等の発
	報収集および性状試験を	生・利用状況および性状
	実施。	の把握。
	・再生細骨材、スラグ骨材お	・再生細骨材、スラグ骨材お
	よび火山灰等を用いたコ	よび火山灰等を用いた際
	ンクリートの基本性状を	のコンクリートのフレッ
	確認するための実験等を	シュ性状、硬化後性状に
	実施。	与える影響の概略把握。
	・既往の自然由来重金属を	・岩石種や変質度などに基
	含む発生土の含有量・溶出	づく発生源・溶出傾向の
	試験結果を収集し、解析を	把握。
	実施。	
	・既設対策工の現地調査の	・既存対策工における元素
	実施、既往モニタリング結	溶出・移行特性の把握。
	果の収集、および実現象の	
	解析を実施。	
	・下水処理場における培養	・下水処理場における培養
負荷低減技術の開発	藻類エネルギー化技術、草	藻類エネルギー化技術、
2 (1 4 1 - 1/14 / 1/14 - 1/14 / 14 / 14 / 1	木系バイオマス利活用技	草木系バイオマス利活用
	77/1 1/4 1/2/11/11/11/11/11	1-21-214

目標とする研究開発成果	令和4年度の主な実施内容	令和4年度の主な成果
	術の導入条件の検討。	技術の導入条件の把握。
	・各種の水性塗料および無	・水性塗料および無機系塗
	機系塗料の基本特性に関	料に対する要求性能の明
	する室内実験を行い、要求	確化と性能評価方法試案
	性能や性能評価方法につ	の作成。
	いて検討。	
(13) 快適で質の高い生活を第	実現する公共空間のリデザイン	に関する研究開発
地域を豊かにする歩行空間	・地域の拠点集客施設等と	・地方部における歩行空間
の計画・設計技術の開発	その周辺における回遊等	および沿道空間の構成要
	の実施状況の調査を実施。	素と、それらが滞留や回
		遊を促す効果の関係につ
		いて、調査結果に基づき
		知見の取りまとめ。
	・地方部の小都市等におけ	・地方部の小都市等におけ
	る沿道立地施設等の利用	る沿道立地施設等の利用
	実態に関する調査を実施。	実態の明示。
	・地方部の小都市等の特性	・地方部の小都市等の特性
	を整理し、モデルケースを	と沿道立地施設等の利用
	設定。	実態に基づき、これらを
		タイプ分類し、今後の調
		査研究に利用するモデル
		ケースの設定。
	・街路樹データベースのデ	・MMS等による簡易な街路
	ータ収集方法や運用手法	樹データ収集方法の整
	について、事例調査及びデ	理・体系化、街路樹データ
	ータ収集レベルの整理を	ベースの運用手法の素案
	実施。	を構築。
	・3 次元樹形データと立地環	・3 次元樹形データと立地
	境データに関するデータ	環境データによる生育予
	の計測及び現地調査を実	測モデルの開発に向け、
	施。	年間の生育変化を明示。
	・街路樹の維持管理に課題	・街路樹の維持管理に課題
	のある空間パターンの事	のある空間パターンを抽
	例調査を実施。	出・整理。
多様なニーズに対応した郊	・多様な利活用の整備効果	・国内外における多様な利
外部道路空間の計画・設計	の事例調査・分析、利活用	活用の整備効果と、効果

及び維持管理技術の開発 に応 と解え	年度の主な実施内容令和4年度の主な成果こた個別課題の把握を踏まえた個別課題の把
と解え	こた個別課題の把握 を踏まえた個別課題の把
	やに向けた検討を実 握。また、解決手法の素案
施。	を構築。
・自転車	道の路面点検・評価 ・自転車道の路面点検・評価
手法は	ご関する情報収集お 手法の現場適用性の把
よびヨ	見地調査を実施。 握。
・サイ:	ウルツーリズム支援 ・サイクルツーリズム支援
舗装技	技術に関する情報収 舗装の技術情報の整理。
集を領	E施。
•現道の	利用実態、道路状況・既存ストック活用からみ
等の基	基礎的情報の収集、既 た現道診断と道路空間全
存ス	、ック活用の観点か 体のリデザインの方向性
らみが	現道診断の検討、道 の明確化に向けた検討項
路空	骨全体のリデザイン 目を明示。
の方向	1性の検討を実施。
景観改善の取組を円滑化す・景観	を備の効果およびそ ・既存事例における、景観整
るための評価技術の開発 の発見	見に関する既存事例 備の効果およびその発現
等の分	か析を行い、景観整備 の状況を整理し、景観整
の効果	艮の予測評価手法に 備の効果として把握すべ
関する	6検討を実施。 き効果の範囲とその発現
	量の把握手法を明示。
・既存の	D経済的評価手法の ・評価対象とする景観の効
理論等	に基づき、景観の効 果と、既存の経済的評価
果を料	青度良く評価するた 手法の適用の課題につい
めの゠	手順に関する検討を ての資料のとりまとめ。
実施。	
(14) 農業の成長産業化や強靱化に資	る積雪寒冷地の農業生産基盤の整備・保全管理技
術の開発	
収益性の高い大規模農地の・大区	画圃場の整備におい ・土壌ごとに施工時の土壌
整備・利用技術の開発 て、施	工に伴う土壌ごとの 水分と施工後の土壌物理
表土の	つ物理性変化の検証 性データの収集及び室内
及びこ	上壌の物理性変化に 試験による再現方法の検
200	て室内試験による再 証。
現に減	手。
•地下;	かんがい実施圃場に ・圃場管理履歴ごとの土壌
**************************************	て、圃場管理履歴が土 の透排水性及び給排水の

日価も子ヶ畑売明水出田	今和 4 年度の主も中央 由党	○和 4 年度の主た世田
目標とする研究開発成果	令和4年度の主な実施内容	令和4年度の主な成果
	壌の透排水性に与える影	実態に関する諸データの
	響の評価及び給排水の実	収集と評価。
	態把握に着手。	
	・大区画化された圃場にお	・圃場及び圃場群における
	いて、圃場内及び圃場群で	沈下因子、地下水位と不
	の不同沈下の実態把握と	同沈下に関する諸データ
	要因の解明に着手。	の収集と評価。
農業水利施設の戦略的な活	・再劣化した補修・補強材料	・農業水利施設の補修・補強
用と保全管理技術の開発	における水に起因する化	材料における水に起因す
	学的変質を対象とした分	る劣化機構の推定。
	析、その発生・進展のメカ	
	ニズムの推定を実施。	
	・補修・補強を施したコンク	・農業水利施設における温
	リート内部の温度変化の	度センサーおよび UAV
	解析、劣化した部材に対す	を用いた機能診断方法の
	る UAV による画像解析を	適用性の検証。
	実施。	
自然災害や気候変動に強い	・地震時動水圧の観測箇所	・地震時動水圧のデータの
農地・農業水利施設の強靱	を新たに設置するととも	蓄積および地震時動水圧
化対策技術の開発	に、地震時動水圧の発生過	の発生過程の解明。
	程に関する数値解析を実	
	施。	
	・畑草地流域を対象として、	・水物質循環モデルの入力
	流域の土砂流出量と土地	値となる土地利用と営農
	利用情報に関する現地観	状況、SS 負荷量の検証デ
	測および衛星画像解析を	ータの整備。
	実施。	
	・水田流域を対象として、濁	・濁水取水の際の水田土壌
	水を取水した水田土壌の	の透水性や保水性など物
	目詰まり機構を再現した	理性変化の解明。
	室内カラム試験を実施。	
(15) 水産資源の生産力向上に	こ資する寒冷海域の水産基盤の	整備・保全に関する研究開発
海域の環境変化に対応した	・漁港水域における藻場造	・漁港水域における藻場造
水産資源の増養殖を図る水	成のための情報収集、適正	成及び有害プランクトン
産基盤の活用技術の開発	海域や手法の選定に資す	抑制に資する基礎情報の
	る知見の整理とともに、現	整理及び現地調査による
	27.172 7 11.11 2 2 3 11.1791	

目標とする研究開発成果	令和4年度の主な実施内容	令和4年度の主な成果
	地予備調査等を含めたデ	漁港施設における海藻繁
	ータ収集を実施。	茂環境特性の把握。
	・近年の有害プランクトン	・有害プランクトン発生や
	発生状況や被害事例につ	抑制に資する基礎情報の
	いて分析を行い、有害プラ	整理及び人工藻場造成手
	ンクトン発生が見込まれ	法の試行と検証。
	る海域における藻場やそ	
	の周辺において生物・物理	
	環境等の現地調査を実施。	
水産資源を育み生産力の向	・寒冷河口沿岸域における	・寒冷河口沿岸域の水生生
上を図る水産環境改善技術	水生生物の生息環境評価	物の生息環境の評価のた
の開発	のための情報収集を行い、	めの基礎情報および栄養
	漁港等施設での栄養塩に	塩等の生態系構造に関す
	着目した生態系構造に関	る基礎データの取得によ
	する環境調査を実施。	る水生生物の生息環境評
		価特性の把握。
	・沖合構造物の設置事例か	・沖合構造物周辺の流況・餌
	ら、調査対象とする沖合構	料環境についての基礎デ
	造物を選定し、周辺の水	ータの取得とその解析に
	質・底質・物理環境の現地	よる構造物の魚類蝟集効
	調査を実施。	果と魚体増肉効果の把
		握。

別表-2

(単位:百万円)

	自然災害か	スマートで	活力ある魅		
区別	らいのちと	持続可能な	力的な地		
	暮らしを守	社会資本の	域・生活へ	法人共通	合計
	る国土づく	管理への貢	の貢献		
	りへの貢献	献			
収 入					
運営費交付金	1, 951	2, 960	2, 165	1, 657	8, 733
施設整備費補助金	105	98	68	0	271
受託収入	160	39	82	46	326
施設利用料等収入	0	0	0	146	146
計	2, 216	3, 097	2, 315	1, 849	9, 476
支 出					
業務経費	1, 014	1, 541	1, 118	0	3, 673
施設整備費	105	98	68	0	271
受託経費	160	39	82	0	280
人件費	937	1, 420	1, 047	1, 292	4, 695
一般管理費	0	0	0	557	557
計	2, 216	3, 097	2, 315	1, 849	9, 476

⁽注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

別表-3

(単位:百万円)

	自然災害か	スマートで	活力ある魅		
区別	らいのちと	持続可能な	力的な地		
	暮らしを守	社会資本の	域・生活へ	法人共通	合計
	る国土づく	管理への貢	の貢献		
	りへの貢献	献			
費用の部	2, 186	3, 091	2, 329	1, 871	9, 477
経常費用	2, 186	3, 091	2, 329	1,871	9, 477
研究業務費	1, 951	2, 960	2, 165	0	7,077
受託業務費	160	39	82	0	280
一般管理費	0	0	0	1, 849	1,849
減価償却費	76	92	81	22	271
収益の部	2, 186	3, 091	2, 329	1,870	9, 475
運営費交付金収益	1, 951	2, 960	2, 165	1, 657	8, 733
施設利用料等収入	0	0	0	146	146
受託収入	160	39	82	46	326
資産見返負債戻入	76	92	81	21	270
純利益 (△純損失)	0	0	0	\triangle 1	\triangle 1
前中長期目標期間繰					
越積立金取崩額	0	0	0	1	1
総利益 (△総損失)	0	0	0	0	0

⁽注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

別表-4

(単位:百万円)

	自然災害か	スマートで	活力ある魅		
区別	らいのちと	持続可能な	力的な地		
	暮らしを守	社会資本の	域・生活へ	法人共通	合計
	る国土づく	管理への貢	の貢献		
	りへの貢献	献			
資金支出	2, 216	3, 097	2, 315	1,849	9, 476
業務活動による支出	2, 110	2, 999	2, 248	1,849	9, 205
投資活動による支出	105	98	68	0	271
資金収入	2, 216	3, 097	2, 315	1,849	9, 476
業務活動による収入	2, 110	2, 999	2, 248	1,849	9, 205
運営費交付金によ	1, 951	2, 960	2, 165	1, 657	8, 733
る収入					
施設利用料等収入	0	0	0	146	146
受託収入	160	39	82	46	326
投資活動による収入	105	98	68	0	271
施設費による収入	105	98	68	0	271

⁽注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

別表-5

(単位:百万円)

	自然災害か	スマートで	活力ある魅		
施設整備等の内容	らいのちと	持続可能な	力的な地		
	暮らしを守	社会資本の	域・生活へ	法人共通	合計
	る国土づく	管理への貢	の貢献		
	りへの貢献	献			
・誘導結合プラズマ質	105	98	68	0	271
量分析装置更新					
・低速載荷試験装置改					
修					
• 3 0 MN 大型構造部材					
万能試験機更新					
· 石狩水理実験場流量					
制御弁外更新					
• 屋内促進暴露試験施					
設整備					